

內外遊藝全書第三十編

馬術

9
45



法科大學
遠山氏著

馬術目次

乗馬の調教法 或る原因の爲め騎乗し難き馬の調教法	一
調教馬を服従せしむる誘引法	一〇
長鞭の動作	一五
調馬索を以てする調教(其一)	一八
調馬索を以てする調教(其二)	二四
調馬索を以てする調教(其三)	三三
調馬索作業に於ける障害物飛越法	三六
乗馬の姿勢及騎座	四
兩拳の姿勢及誘引	五三



目次

兩拳の働き……………五

正確なる誘引法……………六〇

拍車の用法……………六四

騎座及脚の扶助を以てする誘引の一致并に普通
の場合に於て此の集合諸扶助の使用(其一)……………六八

同前(其二)……………七三

第二の姿勢……………八一

回轉及び卷乗……………八三

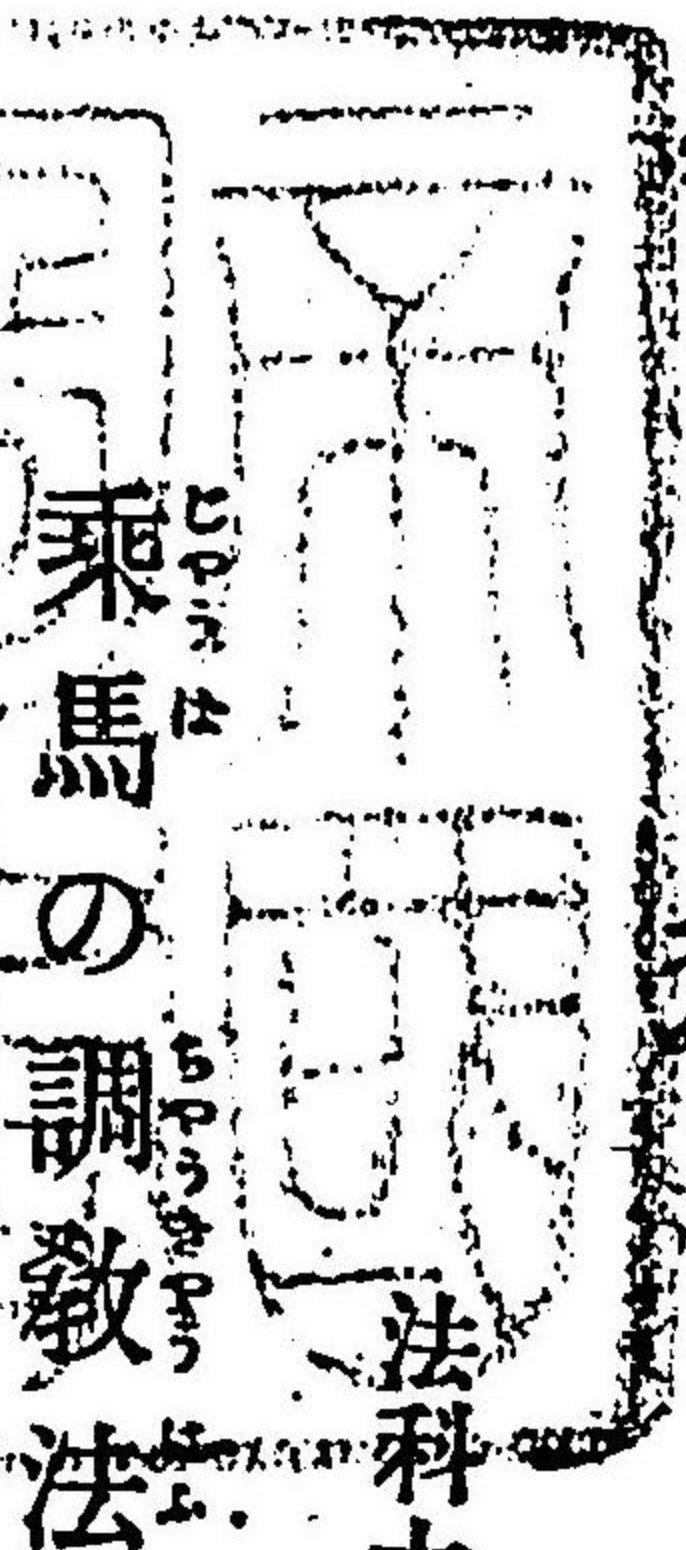
上体の姿勢……………八五

馬學(其一)……………七六

馬學(其二)……………一〇六

馬

術



乗馬の調教法

法科大學

遠山

瀨著

如何なる馬にても騎して一鞭すれば忽ちに駈け出し、或は徐行すべく、敢て之を調教するの要なきが如しと雖も決して然らず、善良なる乗馬となさんと欲するには、其調教の法も亦肝要なるものなり、如何に熟練なる騎士と雖も、野馬に騎して十分已れの意の如く運動することは、到底能はざるものなり、之れ調教せざる馬は、徒らに歩み、徒らに走ると雖も

乗馬の調教法

毫も騎士の意を覺りて、其意の如く、運動することはなきものなればなり、

夫れ騎士の己れの意を馬に通ずるは、韁の作用と拍車の補助とに因つて、而かも微かなる當り方を以て、或は馳けを行はしめ、徐行せしめ、回轉をなさしめ、又は駐めしむる等を、意の如くなさしむるものなれば、調教せざる馬に在つて、韁及び拍車の作用を受くるも、騎士の意を知ること能はざれば、運動度を失し、甚しきに至つては、飛鳥の如く馳け出し、遂に止まる所を知らず、之れが爲め、乗馬せるもの、不慮の禍を蒙ることあるものなり、

況んや、其騎士にして、乗馬の術を知らざる、初心の人

に至りては、野馬に乗ること、實に危険なりと、言はざる可らず、故に乗馬の稽古を、なさんと欲するものは、其初め、調教せる善良なる乗馬にて、練習するを宜しとす、斯くするとき、は初めは却て、馬より、韁及び拍車の作用の工合等を、教へらるゝが如き感あり、更に之を、監督する乗馬師ありて、稽古するとき、は、馬術を得ること、頗る容易なるものなり、

余は乗馬法を、講ずるに當り、先づ乗馬の調教法を簡短に述べんとす、

夫れ、調馬作業は、馬に關する、諸般の育成書又は調教書などの、著書のある有りて、孰れも、其最大緊要なることを、認定しありと雖も、世間幾多の愛馬家中には

往々之等の方法を使用せず、唯自然の馬の本性にのみ訴へて、馬に十分の調教を加ふることなく、以て乗馬となし、置くものあり、是れ蓋し馬を健康ならしめ、且つ調教を加へて、一層善良なる馬とならしむること、を知らざるに起因するものなり、斯道愛馬家の爲め、實に遺憾なりと云はざるを得ず、抑も馬の未だ幼稚にして、騎乗の爲めに、必要なる力量を有せざる間は、十分之を愛育すべきものなり、雖も此時機に於て、調馬の作業を施すは、却て馬の体力を、發達せしめ、又馬質を、柔軟ならしめ、且つ騎士に馴れしめ、以て、其制馭に從順なるの、慣習をつくるが爲めに、實に、必要なるの、一事となすべし、

然れども、不幸にして、此時機を失し、馬の能力、十分發達せし後に於て、初めて、調教の必要を感じ、之を實施するが如きあらば、馬は、非常に、己れの自由運動を、束縛せらるゝと、氣質の、既に、放縱に、成長し居るの結果、容易に、其調教に從はず、却て屢々、反抗する等の、弊害ありて、調教、甚だ、困難なるものなり、去れば、馬既に、二歳に達する時は、忽ちに、調教の作業に、着手し、勉めて、之を發育せざる可らず、

或る原因の爲め騎乗し難き馬の

調教法

通常馬を調教するには、一人之に騎乗し、調馬索と長

或る原因の爲め騎乗し難き馬の調教法

鞭むちどを持てる、他の一人、之を運動せしむるものなれども、馬にして、長途ちやうとの乗馬、或は競争けいそう其他の原因にて、体軀たいくに、負傷ふしやう等ありて、人を乗することを嫌きらひ、騎乗し能はざることあるものなり、斯る時と雖も、一日も、其調教を、忽こつ諸しよに、附すべからざるを以て、即ち、手にて、之を誘導ゆうどうし以て、其歩度ほどの、調教等をなさしむる時は、簡短かんたんにして、克よくく其効こうを奏そうするものなり、若し、勉て、之に、鞍くらを置き、最も軽くとも、之に乗るが如き時は、益々いよく其損傷そんしやうをして、大ならしむるの恐あると、一は、之が爲め、馬に、惡癖あくへきを來きたし、負傷ふしやうの、全治ぜんじせし後に於ても、人の乗らんとする途端とたんは、常に之に、逆さかふに至るものなり、

又、監視かんし不充ふちゆう分なる厩舎うまやに在る馬匹ばひは、連續れんぞく五六日間、厩舎外うまやがはに出ることなく、空しく厩内うまやうちに、留飼りゆうしすることあり、之れ毎日馬を調教し、又は逍遙しやうようせしむる時は、馬具ばぐ及馬体等を清拭せいしきするの煩わづらあるを以て、怠惰たいだなる馬丁ていの之の勞らうを避けんが爲めに、是に至るものにして、此の如き馬を、一朝いちやう厩舎外うまやがはに出す時は、元氣旺盛げんきわうせいにして、沈着ちんちやくならず、前に、屢々調教を加へし馬と雖も、容易よういに、規律きりつ的の運動に、従はざるものなれば、此る場合に在りては、熟達せる、乗馬手は、先づ之に騎して、十分な自由運動をなし、馬の、稍々疲勞ひらうせるの狀あるを見れば、始めて、之を安撫あんぶし、夫れより調教場てうきやうばに於て、調馬索てうばさく、作業を行ふべきものとす、

或る原因の爲め騎乗し難き馬の調教法

故に馬を全く委任し置くも能く之れが注意を欠かざるが如き、善良なる厩舎掛りを得ざる時は、勉めて、其怠惰不注意なる馬丁の弊害を矯正せんが爲め、馬主は自ら周到なる監視をなさざるべからず、而して、主人の馬を要せざる日に際し、馬に爲さしむべき演習は、調馬索作業なりとす、之れ監視を爲すこと、最、容易にして、且つ定時間に、一定の場所に於て施行し得べきを以てなり、夫れ馬の性質並に、品位の良否は、之を調教せしむる調馬索作業の良否、如何に起因すること、最も甚しきものにして、嘗て順良なりし馬も、或は恐怖し易きものと成り、又は一種の悪意を生せしめ爲めに、馬主をして、大に其變化に、喫驚せしむること往々にして之あるものなり、

又常に、喜躍の舉動を爲す馬に在つては、之れが矯正に、注意せざる時は、遂に、眞の癖質と化して復た、抜くべからざるに至ること往々にして之れあり、此の原因は、全く過度に、長時間、休憩を爲さしむるに、由來するものにして、之れが爲め、一種の疾病を醸すことあるものなり、

又騎乗し難き馬、若しくは逍遙の始めに於て、背を張るの癖ある馬あり、斯る馬を所持するものは、數時間、調馬索を使用し、以て馬に充分の運動を施さしむるを良とす、

如何となれば、馬の斯る傾向あるは、即ち其腰の過度に、鋭敏なるため、若しくは過度に、活潑なるが爲めに、起生する不快の、感覺より起るものなれば、適當の運動を施し、此惡感を去ると、同時に、自然、此癖質をも矯正し得るものなり、

調教馬を服従せしむる誘引法

新馬を、調教せんとする最初に在つては、助手の援助を、要用とするものなれども、稍々調教を加ふるの後に於ては、調馬師は、諸方向内に於て、馬は意の如く、完全に誘取し得るものにして、又此の如くなるに至れる馬を、稱して、調教せし馬と言ひ得べきなり、

而かして、調教せし馬は、左に列記せる件々に従順なるべきを要するなり、

- (一) 音聲(最も人聲)
- (二) 調馬師に因て、馬に傳達する指示
- (三) 長鞭の動作
- (四) 以上諸方法の、一致動作

馬が上文の諸動作に、直ちに感應して、運動するに至れば、放して、自由に、直線上に、行進する時の如く、殆んど調馬師の手に、疲勞を感ずることなくして、輪形上に作業するものなり、

音聲
(一)の音聲は、馬の調教に關して、最大の、援助となるものなり、故に、豫じめ、若干の號令調を、設定し、而して、此

調教馬を服従せしむる誘引法

號令詞は常に同一の結果を得るが爲めに、約定の音調にて、發聲するを緊要なりとす、如何となれば、馬は、其語の意味を了解して、運動するものに、非ずして、唯、其音調を聞き取し、かゝる音調の時は、かく運動するものなりとの慣習に因て、動作するに過ぎざれば、時々、其發音を異にするが如きあらば、馬は、遂に、其何の號令たるを覺知するに、苦み、運動不自由となるのみならず、折角習はしめたる慣習をも、之れが爲めに、破るの恐れなしとせず、

又此の音聲の語調は、調馬師の異なれるが爲めに、異なるとなきを要す、然らざれば、前述の弊害を免れざるべければなり、

舌鼓

今世間普通に、行はれ、且つ全國、各師團の乗馬隊にて、使用されつゝある所の號令を、左に記すべし、

(一) 舌鼓うち

之れは、馬の駐立より、前進を初めしむる爲めに、用ふるものにして、其發音は、通常人間の、舌鼓ちよりする自然の音聲を以てするものなり、

(二) ホー、ホー、ホー、

此の掛聲は、必ずしも、三度連呼するを要するものに非ず、或は、夫れ以上、連呼せざるべからざる場合もあるべし、即ち、之れは馬の歩度を、遅緩ならしむる時に、用ふるものにして、馳け足より早足に移さんとするが如き時などは、馬の勢、強

ホー、ホー、

く随つて掛け聲も、多く要すること、勿論なるべし、

(三) ホーラ

之れは馬を停めんと欲する時に用ふるものなり、然れども馬を馳け足より、一時に之を停めしむるが如きことは、到底なし能はぬものなれば、遅緩なる早足、又は並足の時に、一聲ホーラと呼べば、馬は直ちに、駐立するものなり、若し、一聲にして停まらざる時は、更に一聲大きく、之を呼ぶべきなり

(四) ツギアレ(來れ)

馬をして、輪形上より、其中央なる、調馬師の位置、

ホーラ

ツギアレ

近く來らしめんとする時に用ふるものなり、然れ共、調教上、此の號令を應用するの必要は他の三號令の如く、頻繁に、適用さるべきものに非ず、或は、殆んど、其必要を見ざる場合を多しとす、

長鞭の動作

新馬を調教するに當り、調馬師は長鞭の助けを借ること、頗る多く、調教に於ける長鞭の効用亦大なるものなり、

長鞭の活用

而して、長鞭は之を如何なる方法に、活用するやと云ふに、其歩度を増加せしむること、之れその一にして、且つ之を馬に見せしむるの多少に従ひ、馬を輪形の

外側を歩ましむべく、又馬を懲戒すること之れなり
馬をして、輪形の外側を歩ましむるは、如何なる必要
ありやと云ふに、そも、調馬師は、調馬索即ち綱を
馬の手綱の如く、之を附し、之を持ちて、輪形の中央に
立ち、其綱の長さによりて、一の輪形を、書きつゝ、馬は
運動をなすものなれば、若し馬の自然々々に、内側に
寄り即ち輪形の範圍を狭小ならしむる時は、調馬索
は、弛みて、其効用を失ひ、運動自然と不十分に成るも
のなり、故に成るべく、其外側にて、運動せしむべきな
り、

然れども、之を過度に用ふる時は、却て、馬に調馬索を
強く引かれ、調馬師は、其中央の位置を保つ能はざる

の弊を招くことあり、

夫れ馬の調馬索を引くは、多くは、長鞭の使用に、原因
するものとす、即ち之を、無益且つ拙劣に、使用し、之れ
が爲めに、馬をして、恐怖の念を生せしめ、以て、長鞭を
保持するものより成るべく、遠隔せんことを求めし
め、若しくは、能く輪形上に従つて、運動する馬も、之れ
が爲めに、調馬索を、引くに至るものとす、
此かる過失は、實驗上、最も多く見る所にして、是に因
て、調馬索作業を、全く、實行すべからざるものと爲す
ことあり、

以上の理由あるに、因り、余輩は馬をして、音聲と調馬
師の指示とに、應せしむるに至らざる間は、長鞭を使

用することを採用せざるを可なりとす、然れば長鞭の使用を始むるまでの間は、馬を前進し或は歩度を伸し、又は輪形の中心より、離隔せしめんが爲めに、調馬師は、短鞭を使用すべし、
如此する場合には、助手をして、中央に在つて、調馬索を保持せしめ、調馬手は馬に接近して、調教の任に當るを要す、

調馬索を以てする調教(其二)

馬を迅速、且つ善良に、調教し、又調教者の爲めには、無益の疲勞を避くるを以て、此種調教法の目的とす、
前章に講述せるが如き結果を得るには、同時に於て音聲、調教師、及び長鞭を使用し、而して、狭小なる輪形

上に於ても、尙ほ歩行、進退に、充分の従順を得たる以上、にあらざれば、活潑なる、歩法に於て、馬を大なる輪形上、に、行進せしむることなきに在るなり、

〔注意〕幼馬をして、最初調教を施すには、其装束を嫌ふの弊を脱し、好んで、調馬場に出づるの慣習を、付くること肝要なり、

慣習

此の慣習を、早く付くるには、決して、初めより、之を急劇に、強制的に、之を爲すべからず、即ち静かに、輕乗鞍を、装したるまゝ、數時間、厩内に、放置せしめ、然る後、之に調馬索を、附着し、厩外に出し、馬場に至りて、其初め、若干時間は、自由に、之を逍遙せしむべし、

上文の如くなるが故に、之を調教するに當り、最初は調馬索を、大約一米突半の長さに、保持し、馬を輪形上に、運動せしむべし、斯くの如くすれば、馬をして、常歩を、保持せしめ、及び馬の跳躍することあるも、之を防止すること、極めて、容易なるものなればなり、且つ、馬の喜躍若くば、悪意のために、其蹄打を受くるの危険も、容易に、避け得るものなり、若し、或る理由ありて、調馬索を、長く、保持せんとする時は、調馬者は、馬の蹄打を受くべき距離外に、右の如く、之を充分に長くすることに、注意するを要す、

然れども、通例其最初に在つては、極めて短かく、調馬索を保持して、之を使用するは、上文に言へるの他、猶は調教者をして、充分に、其馬の主となりて、之れを制使し、得せしむると、一は馬をして、完全に、従順なるの、慣習を極めて、迅速に取らしむるとの、利益あるものとす、

如此なる時は、最後に至り、調馬索を長くして、之を保持する時力を使用するの必要を見ざるものなり、従て、調馬索を、握れる手より、索の滑脱するを、防止するため、通常此の調馬索の、末端の方に、設置せる、結節を、無用ならしむるに、至るべく、加之調馬索は、却て、調教者の欲するに従て、之

を手内に短縮することさへ得るものなり、
 又馬が既に小なる輪形上に於て、調教を受けし
 後、大なる輪形上に於て、作業せしむるには、其運
 動を妨害することなく、極めて馬の軀に自由
 を與へんが爲めには、調馬索は、之を最も輕軟に、
 保持するを要するものなり、
 又、此の調教を初むるの先きに、當り、一旦、装し終
 りたる、馬装の、完全になし居るや、否やを、調馬師
 は、検査すること、肝要なりとす、
 若し、鼻革の、過度に、動搖せしむることなきや、果
 して、十分に、緊縮し居るや、又は、牧士が、頬部の下
 方に於て、正しく、装着しあるや、且つ、之れが爲め、

鼻革

馬の呼吸を、妨害せざる様、充分に、高く、装着しあ
 るや、否やを、確認すべし、若し、誤つて、鼻革の、締結
 弛緩なるを、知らざるときは、其動作の過度に、強
 大にして、且つ、輪形作業中、之れがため、頬革にて、
 外方側の眼を、掩翳するに至るものなり、
 調馬索は、牧士の中央の、鑲に、結着し、其側方の鑲
 には、結着すべからず、若し、之を、側方の鑲に、結着
 するときは、馬の歩調の手前を、變換する時に、更
 に、之を、結び換へざるべからざるの、煩あるもの
 なればなり、

調馬作業をなすに當り、若し、牧士を、有せざる場
 合には、通常の、頭絡の、鼻革の、中央に、在る鑲に、調

馬索を結着するも、差支なきものとす、

調馬索を以てする調教(其二)

水勒繩

〔注意〕調馬師作業場に至り、調教を初むるときは、牧士の下方に位置せる水勒繩を以て、馬を誘導し若くは、右手に調馬索を保持して、之を誘導すべし而して調馬索の殘餘の部分と、長鞭とは之を左手内に保持し、又長鞭を保持することは、鞭に尖端に、附着せる糸緒を、後方に在らしむべし、

咽革

調馬索作業を、將さに、始めんとする前に於て、調馬師は水勒繩に、一箇の結節を設け、而して此の繩を、牧士の咽革の下方に、通すことに注意すべし、

し、

短鞭

之れ其地上に引き摺るを避けんが爲めなり、調馬師は、先づ左手前より、作業を開始すべきものとす、如何となれば、此手前に於ては、馬の運動の爲めに、最も便宜なること、普通なればなり、此左手前の運動を、なさしめんとする時は、調馬索を、左手内に保持し、短鞭を、右手中に保持して、其尖端を後方に向け、而して、一人の副助手は、調馬師の後方に、位置を占むべし、副助手の任務は、最初の諸教段中は、調馬師を扶助して、調馬索の殘餘の部分に、其手に捲回して保持するに在り、而して之れを保持するには、調

調馬索を以てする調教(其二)

馬師の持ちたる部分より、已れの持てる部分までの間に在る、調馬索を緊張に失せず、又地上に引摺る如く浮動もせざる様、其中を取るべきなり。

次に調馬手は、調教の初めに、舌鼓にて、馬を前進せしむることを、慣習せしむるより、開始すべし、之れが爲め、調教師は、左手に調馬索と、短鞭とを保持し、鞭端の糸緒を、下方にし、而して、乗側に於て、馬頭の側らに位置し、助手は、前段にも、言へる如く、左手に、調馬索の殘餘の部分保持し、長鞭を右手内に保持し、以て馬の脇側に於て、不動に位置すべし。

如此して、調馬手と助手とは、馬の方向に平行せる、一直線上に在るべし、調馬師は、右手を以て、馬頭を押し、是の如くして、已れば、馬の外方側に在つて、之を輪形上に、回轉せしむるごとくに、馬を轉位せしむ、調馬師は、馬をして、此運動を成るべく、前進しつゝ、施行せしめ、而して、助手は、其位置を變ずることなくして、恰かも馬の後方に位置するに至るまで、馬をして、方向を變せしむべし、若し、馬をして、左手前に於て、輪形を畫かしめんと欲するときは、助手は、馬尻の少しく、遠くに位置するに至るまで、馬の方向を變せしむるを要す。

馬をして、行進せしめんと欲する方側に向て、其頭を押しつゝ、之を回轉せしめんとするに當り、馬に因り、困難なることあり、然るときは、調馬索の第一教段を、開始するに先だち、馬を圍壁に添ふて、位置せしめ、若しくは、馬場内に於て、蹄跡上に在らしめ、以て、或は左手前、又は右手前に於て、手にて之を、誘導すれば、上文の困難を、消滅することを得べし、即ち馬を已れの方に引くことを避け、常に回轉の爲めに、馬頭を押しつゝ、之を半卷及び反對半卷に因て、屢々、手前を變換するに在り、馬をして、方向を變せしむること、已に指示せし

が如く、爲せし後、調馬師は、舌鼓をなすべし、若し舌鼓を爲すも、馬が直ちに前進運動を始めざるときは、舌鼓に附加するに必要に随つて、多少、強き、長鞭の打撃を以てすべし、

之れ、斯る馬は、調馬師の舌鼓するは、前進せよとの命令なることを知りつゝ、も、其運動を怠らんとするの、悪性より出づるものなれば、懲戒的打撃を必要とする所以なり、然らざる時は、遂に一種の、悪習慣性となり、常に調馬師の意の如く、運動せざるの不良馬となるものなり、而して、其打撃は、臀部の右側に、施行するを要す、若し助手をして、臀部の後方、若しくは右方に位置

せる以上は、長鞭の此の打撃は、助手のなし易き所なりとす、

而して調馬師が、馬を十分に回轉せしめし以上は、助手の此位置は、必ず占領し得べき所なりとす、

余は助手をして、輪形の外方に位置して、長鞭の打撃を、施行せしむることを、斷じて有利の方法と、思考す、

若し夫れ助手にして、輪形の内方に在らしめて此動作を、施行するある時は、馬をして其臀を、外方に投出せしめ而して、馬は長鞭を恐れ避けんとするの結果、調馬索を引くに至るべし、

馬が調馬索を引くの過失は、極めて注意して、之れを避けざるべからず、故に余は助手をして、輪形の外方より、馬を打撃せしむることを、採用するなり、

然れども、此の時助手は、馬を輪形の中心に向つて、驅逐せざるの方法を以て、動作せざるべからず

即ち外方に在つて、長鞭を使用するにも、之を過度に使用し、或は不適當に使用するとき、は、内方にて、斯くすると同じく、馬は長鞭を恐怖して、中心の方向に避けんとするものなり、

二者、何れも、其度を失するに於て、有害なるは、免

れざれども、後者に至つては、例令馬が輪形の中
心に向つて、避けんとするも、調馬師は、其中心に
位置しあるを以て、之を輪形の外方に、驅逐する
は、甚だ容易ならざるを以て、調馬索を引くの弊
害に比較すれば、其矯正の方法、亦實に、容易なり
とす、

調馬索を以てする調教(其三)

〔注意〕舌鼓、若くは、長鞭の効驗は、馬をして、前進の運動
を起生せしむるものとす、此時、調馬師は、不動の
位置を保持して、僅かに調馬索を、一米突乃至一
米突五十珊知米突計繰り出し、以て馬をして、調

馬索の此の長度に準じて、己れの周圍に、狭小な
る輪形を畫く如く、運動せしむべし。

馬、若し夾快を以て、輪形上に行進するとき、は調
馬師は、内方に畫する輪形上に行進しつゝ、之れ
に伴ふべし、又調馬師、自身は、常に少しく、馬頭の
後方に位置するの注意を取りつゝ、自由の度に、
馬に調馬索を増與すべし、

調馬師が、此の如く、位置するは、馬の行進中、己れ、
之れより、先行せざらんが爲めなり、若し馬が二
三歩行進せし後、調馬師の方に、面して駐立せる
時は、調馬師は、之を前方に、驅出することを、試む
べからず、斯る場合は、實驗上屢々見る所なりと

す、之れに反して、若し之を爲し得れば、馬を己れの方に引き寄せ、調馬索を緩めて之を愛撫し、以て信用を置かしめ、而して後ち、調馬手及助手は、馬体の軸線に、平行なる一直線上に、位置して、再び作業を開始すべし、

軸線

最初、新馬を調教する、第一教段の課程に在つては、調馬師たるものは、最も忍耐を、主とせざる可らず、

若し、調教に、熱心の極、己れの意の如く、馬の従はざることありとて、妄りに懲戒を加ふるが如きことあらば、馬は、益々調馬師を、恐怖するのみに

て、毫も、其調教に、従順ならず、惡癖の馬となすことあり、

殊に馬をして、舌鼓を十分に、了解せしむるまでには、非常の忍耐を以て、調教に従事せざるべからず、

此の舌鼓たるや、馬をして、常歩を以て、畫かしむべき狭小なる輪形上に於て、其駐立せんとする様子を見るときは、舌鼓を以て、其駐立を、止めしめ、元の如く歩ましむる時は、舌鼓の前進號令なることを知らしむるに、最も効驗あるものなり、助手は、若し必要なる場合は、馬に追隨することを得べし、然れども、馬が畫く輪形より、少しく外

方に於て、輪形を畫くを要す、而して馬をして調馬索を引かしむることを避くるが爲めには、最大なる輪形を畫くこと、緊要なり、此運動を爲さしむるには馬場の一隅角を使用すれば、大に其實施をして、容易ならしむるものなり、

馬を駐立せしむること、

調馬師が馬をして、輪形上に於て駐立すること、を習慣せしめつゝ、以上の教課を續行すべし、馬を輪形の中心に向つて、來らしむること、馬をして「來レ」の指示と、調馬師が調馬索上に、施行する、僅少の牽引とに應じて、輪形の中心に向つて、

直ちに來ることを、習慣せしむることも、必要なり、

調馬手が、調馬索を牽引する運動は、最も精密に施行するを要す、若し馬が、調馬師より、數歩の所に至つて、四足を張りて、止まり前進することを、拒むときは、調馬師は馬を輪形の中心に向つて、押し出さしむるが爲めに、助手をして、馬の後ろに至らしむべし、

然れども、此時、全く馬の後方に至らざる内に、馬をして恐怖せしむることなからん様に、注意せざるべからず、

之れが爲めには、較や大なる迂回を爲さるべ

からざることも有るべけれ雖、決して之を厭ふ可らず、而して馬が従順に、歩行を始めたるときは、直ちに調馬索を緩めて、之れを賞し、次に之を愛撫し、若しくは、燕麥の一握を投與すべし、

調馬索作業に於ける障害物飛越法

馬の飛躍するは、馬の爲めに、自然の運動にして、恰かも、馬が常歩、速歩、及び、駈歩等を以て、行進すると、毫も異なることなし、
 今夫れ、諸歩度を、擴張し、及び、規正ならしむるが爲めに、調教の緊要なることは、論を待たざることにして、之れと等しく、飛躍の爲めにも、調教を要するなり、

如何となれば、此運動の爲めには、他の諸運動に於けるよりも、馬を強健となし、又巧緻ならしめ、且つ、力を使用すること、強大なるが爲めに、若し、之れが爲めに過失を生ずることあらば、其結果たるや、實に恐るべきものなり、
 故に、豫じめ、其過失を避けんが爲めに、調馬索、演習に於て、障害物、超越法を、調教すべきなり、若し、未だ此の調教を加へざる馬に、騎乗し、逍遙するに際し、障害物に、向ふことあるも、之れを飛越することは、宜しく避くべきなり、
 夫れ、爽快と、巧緻とは、飛越の爲めに、必要なる二箇の性質にして、此二性質、相待つて、飛越を行ふにあらざ

恐怖心

れば、完全なる飛越は、爲し能はぬものなり。未だ、障害を練習せざる馬は、勢よく駆け来るも、障害物の前に来るや、急に、駐立する爲めに乗馬せるものは、思はず、前方に轉落すること、必らず免れざるものなり、之れ馬の恐怖心より、起るものなり、又辛ふじて、障害物を飛越し、終ふるとも、之れが爲め、疲労と無益の苦悶とを、馬の感ずることあるは、未だ熟達し、しものにあらず、而かも爽快に、平然と、飛越するに至らば、初めて、此二性質を得たるものと、言ふを得べきなり、

此の如き、結果を得るには、馬をして、飛越法を演習せしむること、必要なりとす、而して、最初は此運動中、最も動作する所の肩及び、臂等の筋肉を柔軟にして、強健ならしむるの、目的を以て、演習せしめ、次に諸種の、四足動物が、勝手に施行する如き、飛越をなすの慣習を取り、且つ、保続せしむるの目的を以て、演習せしむるを要す、果して、此の如くするときは、馬の自然的運動を、妨害することなく、却て、之を發達せしむるに至るべきものなり

然るに、馬は、善良なる、天性の飛躍力を、有するも、調馬手の一人なる騎士が、障害物飛躍法に、不熟練なるが爲め、却て、馬が自由なる動作を、牽制せられ、爲めに、完全に、飛越を行ふこと能はず、遂には、これが爲めに、一種の恐怖心を起し、之を飛越する丈けの力を、有しな

がら、飛越を克くせざるに至ることあり、調馬師たるもの良しく注意すべきなり、大凡、馬は初めて、障害物に掛るときは、通常躊躇逡巡するものなれば、かゝる時は、鞭撻しても、之を是非とも、通過せしむべし、幾回となく、通過せしむるに於ては、漸く、其恐怖心を去り、容易に、飛越するに至るものなり、

而して、最初は、常歩にて、之を行はしめ、次に、速歩、駈歩等にて、之を行はしむべし、常歩に於ける、飛越の如きは、實に不活潑にして、殆んど、飛越と稱するの價值なきが如しと雖も、之れ亦、必要なる飛越法なり、如何となれば、今馬に騎して、郊外を逍遙するの時、道路に當

つて、障害物ありたる時に、常歩なるが故に、之を飛越し能はず、馬を引き返して、更に駈歩の、歩度となし、其勢を以て、飛越せざるべからざるが如き、不都合を見ることあればなり、

以上は、専ら、馬匹の調教法を、説明せりと雖も、素より、短篇なる小冊子なれば、詳細に、説述することを得ず、讀者或は、隔靴搔痒の感なき能はざるべしと雖も、亦之を實地に、應用するに當つては、蓋し思へ半に過ぐるあらんか、以下乗馬の方法を説明して、以て巻を終らんとす、讀者幸に之を諒せよ、

乗馬の姿勢及騎座

夫れ、馬に乗らんと欲するものは、第一に騎座を堅固安全ならしむるの術を講せざるべからず、騎座は、鞍上に、自己の身体を、安全に乗せ如何なる運動を試むるも、亦馬が如何に跳躍する等の事あるとも、平然として、恰かも、鞍と自己の臀部とは、附着し得るも、如くなるを要す、

騎座

是れ之れを、騎座の固まると稱するものにして此の騎座の堅固を得るにあらざれば、騎者は、鞍上に暫くも、安んずること能はず、馬が少しく、運動を始むる時は、忽ち落馬するものなり、

若し、辛ふじて、鞍上に在ることを得るも、騎座の堅固なる人にあらざれば、沈静を以て、馬を使馭することを得ざるべし、殊に鞍上に在つて、諸種の運動を試むることは、當底爲し得ざること、云ふべし、

騎座に次ぎて、注意せざるべからざること、は、乗馬の姿勢之れなり、乗馬の稽古をなすべき初めに於て、其姿勢を、嚴格に注意して、其不正を矯正するにあらざれば、騎座は、堅固となるを得るも、其乗馬せし姿は、恰かも、猿猴をして、乗馬せしめたる如く、甚だ醜きものなり、

姿勢の矯正

而して此姿勢を矯正することも、先づ、騎座を固め、落馬せざるを得るに至る頃より、初むべきなり、故に乗

馬士は、稽古の初めより、他事は暫く指き、須らく、騎座の堅固なると、容易なると及び、規正なるとに、専心注意すべし、

又乗馬士の体を分つて、三部となす、乗馬の姿勢の如きも、之等の區別を了解せる後に於て、規に従ふべきなり、

(一) 上体

上体

上体とは、頭より腰に至るまでの部分を云ふなり、

(二) 中体

中体

これは、腰部よりして、膝に至るまでの間を云ふなり、

(三) 下体

下体

下体は、既に前二者の區分に因て、明瞭なるが如く、膝より足尖に至るまでを言ふ、

既に前にも述べたる如く、騎者の姿勢は、騎座に基く所にして、騎座の不完全なる間は、如何に正ふせんと欲するも、完全の姿勢は、得難きものなり、而して騎座の依倚する點は、左右の臀骨及び縫際とす、馬に乗るとき、兩股は、斜めに降下し、且つ内方に廻はして、膝骨を前出す、其前出するは、騎座の固着を、妨害せざるを以て度とすべし、

外面より、之を見るときは、恰かも、臀部と鞍背とは、附着せしかの如き觀を爲すものなれども、騎座は、決して

各部の整頓

て不變のものにあらず、之れ脚の使用を制限せざるがためなり、
 而して腰は内容し、肩は自然に垂下し、且つ胸を前出するが爲めに、肩骨を後方に退け、頸及び頭を肩の上に安置し、腮は少しく前出し、兩眼は馬の兩耳間上に於て、真直に前方を注視し、後臂即ち肩の關節より肘に至るまでは、垂直に下し、且つ中体に固着することなく、軽く保持し、前臂は後臂と直角をなす如く、保持し而して其内方の中央を、軽く腹部に、依倚すべし、此の如くにして、始めて騎座を固め、姿勢を正ふすることを得べしと雖も、初めは、斯く完全なる姿勢を執ること能はぬものなれば、勉めて、以上の規に、習はん

とし、熟練を以て、効を奏するの他なきなり、又韁を取るの拳は、之を閉ち、其關節に因て、少しく内方に廻はし、拇指を上方にし、小指を下方にす、肩の關節、肘及び拳は、自由にして、臂及び拳を定位せるを要す、

〔注意〕調教せざる馬或は難地を、行進する時に當つては、騎者は、騎座の堅牢を失ふことなくして、臂を全く延長し以て馬を導くが、如くなすこと肝要なり、

脚、即ち膝より下部は、馬体に添ふて、垂下し、足即ち踵より、足尖に至るまでは、殆んど、馬体と平行し踵は成るべく、降下するを要す、

又騎座を堅固ならしむるに、必要なるは己れと馬との同共の重心を、探知すること、之れなり之れを探知し得るに至れば、平等に己れの重量を配賦し、且つ、重心の位置を、變轉せざることを知ること求むべし、之れが爲めには、騎者は克く、馬の運動に一致し、又た之を、慣熟するを要す、騎者の馬上に位置し、且つ能く、騎座の堅牢を保つは、重心の配賦宜しきに因るものなり、

又騎座を保つは、重心の善良なる配賦と、股及び脚の附着とを同時に、務むるを第一とす、然れども、騎者は動もすれば重心を失ひ、或は失ひし重心を、恢復せんと欲するとき、にあらざれば、股及び脚の附着を、務め

ざることを通例なり、之れ重心の平均のみに注意して、股及び脚の附着に考へざるに因るなり、股及膝は其内部を、鞍に附着して、以て騎座を堅固にすることを勉むべし、然れども此附着は到底、永續すること能はざるものなる故に、終始力を加へて、疑ることなきを要す、

騎者は、馬の飛揚に、抵抗するが爲めにあらざれば、股に力を加へて、壓挾することなかるべし、或は壕を飛越し、又は牆壁を越ふるか、急速の行進中に突然、駐立し、或は常歩より、駈歩に出發し、或は馬服従せざるか、或は馬上にて武器を使用する時等に在つては、騎者は股の壓挾を施すべきなり、

若し此の如くせず、軽く馬に乗り身の浮く如き姿勢に在るとき、馬が壕などを超越することあらば、遂に落馬を免れざるものなり、馬が斯る運動を爲す時は、其初め飛び揚りたるときに、騎者の身体は勢ひ上方に跳ね揚げらるゝが如き、感ありて、臀の浮ものなり、次に飛越終りて、馬の四足地に附く時は、騎者の身体は、前方に投げ出さるゝの心地を、覺ふるものなれば、遂に落馬を免れざるなり、股の壓挾力は、克く之の危険を防ぐことを得るなり、次に馬体を收縮し、或は之をして、駐立せしめ、又は退却せしむる時は、騎者は十分に上体を、後方に偏倚し、以て前方に偏倒せざることをの備へを爲すべし、

兩拳の姿勢及誘引

馬を使馭するは、最もに韁の作用に因つて、之を爲すものなれば、韁の執り方は、適法に従へ、完全に執らざるべからず、然らざれば、意の如く馬を動作せしむること能はぬものなり、
 最初乗馬の未熟なる稽古中に、用ふる韁は水勒韁にて足れりどす、此の水勒韁の執り方は、小指と無名指との間に挟み、韁の表面を、外方に向け、左韁の端末を、左側に垂下し、右韁の端末を、右側に垂下して、食指の第二節上に置き、掌を閉ち、拇指を曲けて、食指上に置き、以て、韁を押壓するなり、

又前臂及び拳は、已に指示せしが如く位置し、而して諸指の第二節を、前方に向け、兩掌は四指に均しく間隔を保ち、一掌の幅丈、腹より離隔し、二掌の幅だけ、緊張して、之を保ち、之れが爲めに、馬をして退却することなき様、注意すべし、

〔注意〕此韁を執るには、小指を堅く、締むること、最も肝要なり、若し、小指にして、弛むときは、如何に、母指を以て押壓するとも、韁自然に弛みて、馬を制驭すること能はぬものなれば、小指を締むることを忘るべからず、

兩拳の働き

兩拳の働き三種

乗馬に於ける、兩拳の働きは、實に、樞要の働きを爲すものにして、今之を大別すれば、左の三つとなるなり、

- (一) 牽引
- (二) 弛緩
- (三) 回轉

此の三つの作用は、馬を意の如く、運動せしむるに、最も必要なる動作なりとす、左に少しく、其方法を説明すべし、

- (一) 牽引を行ふには、兩掌を其關節に因て、前方より、後方に行ふ所の、螺旋狀の、屈曲を、動作せしむるものなり、

而して、諸指の第二節は、腹に近接し、小指を上方

に上ぐるが如くすべし(但し拳を緊握せるまゝ)此の如く、兩拳の屈曲するにより、兩韁は均しく緊張するなり、

此の動作は、場合により、或は續行し、或は屢々施行することあり、而して其任務の遂げたる後は、再び舊位に復すべし、

半減脚
全減脚
退却

此扶助は、馬を收縮し、之れをして駐立せしめ、或は半減却、全減却、及び退却等を行はしむる時に専ら使用するものなり、

而して、之れを行ふ方法を、三分すると左の如し、

- (一) 頭、及び頸を、扛起せしむること、
- (二) 頸を服順せしむること、

(三) 馬体を收縮せしむること、

右に挙げたる三舉作の内、馬の頭、及び頸を扛起せしむるが爲めには、兩拳の牽引は、前後兩臂の、なす所の角度を、減じて、兩掌を、垂直に上ぐるにあり、

次に、弛緩とは、兩掌を其關節により、後方より前方に行ふ所の、螺旋狀の屈曲を以て、動作せしむべし、

而して、諸指の第二節を、馬の頸に近接し、且つ兩掌を開くなり、兩韁を弛緩するに、此動作にて、尙ほ十分ならざるときは、騎者は兩臂を前出すべし、然れども、之れが爲めに臂の上部が体より離

るゝことなきを要す、此任務を終りたる後は、兩拳を舊位の正しき姿勢に復すべきなり、此の扶助は、騎者の馬に兩韁の自由を許さんと欲する時に、用ふるものなり、然れども、之れが爲めに、全く馬を自由ならしむべからず、如何となれば、全く自由を與へしむる時は、之れが爲め、韁の使用は、殆んど無用なるに至るべければなり、第三の廻轉法を行ふには、内方の掌をして、其關節に因て、螺旋狀の屈曲を以て、動作せしめ、小指は騎者の胸部の内側の方向に、上ぐるなり、之に因り、内方の韁は、緊張し馬をして、内方に回轉せしむるなり、

此の時、外方の韁は、馬の内方の韁に従順することを妨げざるを、度として、之を緊張すべし、此の目的に因り、小指は騎者の胸部の内側の方向に、導くの方法に因り、掌の關節の運動を行へば可なり、此の操作に因り、外方の韁は、馬の頭に、抵抗し、肩の外方に出つるを、防ぐべし、而して内の脚と、一致して、尻の轉移するを防ぐことを注意せざるべからず、之に因て、輪形の面積を、決定するに至るなり、而して、拇指は、上方にし、前臂は、腹上に置くべし、此操作終りたる後は、正しき姿勢に復すべきこと、

正確なる誘引法

正しく馬を誘導するには、韁の緊張を最も適度になすことに、注意せざる可らず、此の韁の緊張は、掌の關節の屈曲に、因て、漸次に施行し、必らず、漸進の方法に、因りて、緊張し、苟くも、急激に失することあるべからず、

漸進の方

馬を弛緩するは、之れを、牽引するに比すれば、最も速かに操作を、要すべしと雖も、騎者は、一時に、韁の自由を、馬に得せしむべからず、

馬を牽引し、又は之れを收縮するが爲に、韁を緊張す

るは、其求むべき効驗を得るが爲めに、必要なる間、連續之れを行ふべし、

語を換ひて、之れをいひば、鬚甲より頭の上端に至るまで、頸の地位を高く保ち、項の後部を、上方に向けて、圓曲し、臑は、垂直線に近接するに至るまでとす、

然れども、馬の構造の規則に、適ひ、且つ能く調教せしものは、少きに因り、此姿勢は、少數の馬に、わらざれば、得ること能はず、

故に騎者は、馬の韁の操作に従ひ、其体格の許す度に、準じたる、姿勢を取れば、以て足れりとすべきなり、
 兩韁は、常に相一致して、操作すること、肝要なり、若し、一方は、弛み一方は張るが、如き時は、馬は其何れの指

兩韁の一致

正確なる誘引法

示に、従ふべきやに、苦しみ、騎者の欲するが如き、運動は、爲し得ぬ事、往々にして、あるものなり、而して、臂は腹と密接し、兩拳は、最初の高さに保置すべし、

抑も、手の位地の確定と、騎坐の堅固とは、互ひに相通し、正確なる誘引は、手に於ける熟練の周到とは、亦た互ひに、相交通するものなり、

此の動作を行ふとき、注意すべきは、固く臂を体に接し、強く諸指を、閉つることを、避くるに在り、

善良の性質を、具ふる手を有する人あり、其善良なる性質とは、即ち左の如きものを云ふなり、

善良なる
手腕

(一) 確定

(二) 輕快

(三) 溫柔

(四) 細密

(五) 密閉

以上に掲げたる、各性質の區分に、因り、簡短に、説明を加ふれば、次の如くなるべし、

(一) 確定なる手とは、常に定規の位置に在りて、妄りに、此位置を離るゝことなく、移動することなく、且つ、毎歩馬の、歩調をして、亂れしめざるを言ふなり、

(二) 輕快なる手とは、馬が騎者の諸指示に、服従する場合には、決して、馬の口に、重く當ることなく、恰

正確なる誘引法

かも、羽毛の輕浮する如き感を馬に與ふるのみにて、動作するの謂なり、

(三) 溫柔なる手とは、過激に衝突せず、凡ての場合に於て、柔和に操作するを云ふ、

(四) 細密なる手と稱すべきは、預め馬頭の運動を探知し、之れに因て、馬の運動を規定するの謂なり、

(五) 密閉なる手とは、馬の過失を犯し、若しくは抵抗するが如きことある時、手を變置するの、必要を感せずして、動作するを云ふなり、

拍車の用法

拍車使用の目的

拍車を使用するの目的は、兩脚の壓迫を行ふも、之れ

に従はざる、懶惰の馬を、刺撃し、若しくは馬をして、極限の勢力を出さしめ、或は馬を懲罰するに在り、

第一第二の場合に在つては、上文に、同一の位地に、一個或は數個の、突刺を行ふべし、而して、騎者の拍車を、使用する時は、決して、上体及び、中体の姿勢を、變すべからず、

又拍車に因て、其効驗を生ずるを、求むるが爲めに、之れを使用するとき、兩脚を馬体より、離隔せざるを要す、

而して馬が、拍車の使取に、直ちに應じたるときは、拍車の使用も、直ちに、之れを、止むべきものとす、

(注意) 拍を以て、馬を突刺するの、適度は、素より其馬の、

駭驚如何に因つて異ならざるを得ず、殊に、神經馬と稱するが如き馬に至つては僅かに、拍車を觸るゝも、非常に感ずるものなれば、若し強く、之れを行ふ時は、却て馬の感情を害し、反抗の意を、表はさしむるに至るべし、
 又、感覺鈍き驚馬の如きに至つては、殆んど、血を見るまでの強き、突刺を行はざるべからざるこ
 とあるべし、
 之等の適度は、常に、已れの乗用する馬に、就きて、實地に經驗して、其度を得るを可なりとす、
 又、初歩の乗馬家に在つては、下体の姿勢も、其良しきを得ざれば、一朝拍車を使用せんとする時

に、常に拍車を馬の腹に、觸るゝの弊あるものにて、之れが爲め、馬は己れの意に反して、不意に駆け出し、乗者は、其落馬せんことを、怖れて足を以て、馬の腹を抱くが故に、拍車は、益々強く當り、馬は、愈々、急に駈け不意の過ちを蒙ること、往々にして、之れあるものなれば、拍車を使用するに至らば、勉めて足尖を、内方にし、踵を外方にするの注意あるべし、
 之れ脚の自然の垂下に反する、姿勢にして、苦しさものなれど、拍車の馬腹に觸るゝことなきを得ば、強て此くの如くするを要せざるべし、

騎坐及脚の扶助を、以てする誘引の一致、並に普通の場合に於て、此

集合諸扶助の使用（其二）

馬の規正なる姿勢を保ち、行進中に、騎者に對し、迅速なる服従を、發表するは、騎座兩脚及び兩韁の一致に、之れ因るものなり、故に騎者の、正しく、諸扶助を、使用するを、缺くべからざるの、要點なりとす、此の如くならんには、實地上の演習と、讀書上の會得との二つを得るに、非ざれば、能はざるなり、

左記の諸例は、的確に、諸扶助の一致を知らしむるに、

大に益あるものなり、

（一）馬に兩韁を受けしむる法、

前にも、既に言ひたる如く、兩韁は均しく、緊張して、規正なるとき、騎者は、其腰を、内容し、兩脚にて、後方より前方に、馬を壓出し、以て之れを、兩韁上に、倚依せしむるときは、馬は兩掌の任務を説明せし所に、記載せる、姿勢を取り、而して、騎者は、其固定せる、兩掌に因て、馬が軽く、手に感ずるを、覺知するに至るべし、

（二）收縮

收縮とは、馬体を屈曲して、其自然の、体長を、減せしめ、頭を鬚甲の方向に、捲回し、頂を屈折し、後肢

騎坐の脚の扶助を、以てする誘引の一致、并に普通の場合に於て、此集合諸扶助の使用（其一）

を前肢ぜんしに近つけ、少しく尻しりを降下する如き、姿勢を謂ふなり、

此の收縮の爲めに、用ふべき諸扶助は、腰を内容し、兩脚にて壓迫あつぱくし、馬体の構造の許す限り上文の姿勢を取るに至るまで、兩韁を均ひとしく緊張きんちやうするに在り、

若し、此等の諸扶助しよたすけを用ふるも、馬は求むる所の、姿勢を取らざるときは、騎者は、交番かうはんに牽引と、弛緩とを施行し、之れに、騎座及び兩脚の諸扶助を附加つすべし、

而して、兩掌及び兩脚の動作は、馬の兩側に於て、平等なるを要す、兩韁の牽引と、兩脚にて促した

る前進の動力とは、同時に、施行し且つ、同量どうりやうの力を以て、動作すべし、是れと同様に因り、兩韁を弛緩くわんし、及び兩脚を弛むるの運動も、亦同時に施行すべし、

騎者は、行進中、常に、馬を騎座及び、兩韁に因て、支持するの心掛けを、忘る可らず、此の結果を得るが爲めには、腰を内容し、兩韁を平等に緊張し、兩脚を以て、馬を兩韁上に感せしむるに在り、騎座の扶助の使用は、馬の腰の穹曲きやうきよくするを防ぎ、其準備せる脚は、必要の場合に於て、馬の諸運動に従つて、直ちに操作し、且つ行進の步調を維持するの任務をなすなり、

騎座及脚の扶助を、以てする誘引の一致、并に普通の場合に於て、此集合諸扶助の使用(其一)

自ら來つて隨を受くるが如き、能く調教せし馬に在つては、行進中に、兩掌を動作するを要せざるべし、然れども、隨上に、依倚し且つ頭に、伸展して、手に抵抗するが如き、馬に在つては、屢々兩鞭を、弛緩し次に、兩脚を閉ち、之れと同時に、兩掌を以て、牽引するを要す、

又兩韁は均しく、動作して、他の諸扶助の動作に一致すべし、

如何となれば、兩掌の不動の有様に、位置するに當り、騎座及兩脚は馬をして、兩韁に感せしむるが如く、之れを壓縮すればなり、此場合に於ては、韁は被動に因て動作すと言ひ、之れに反して直

被働

原働

接に馬に動作するときは、之れを兩掌は、原働に因て、動作すと云ふ、

伸長速歩と、伸暢馳歩とに在つては、馬に要求するに以上に、記載せる姿勢と、同一の規正の度を以てすること能はず、良しく、隨機の操作を、爲すべきものとす、

(其の二)

(三) 前進

馬を前進せしむるが爲めには、初め、之れを收縮し、而して、後鞍上に安坐し、腹帯に對して、兩脚を閉ち、然る上に、馬の兩韁に、感ずる度に準じて、手

騎坐及脚の扶助を、以てする誘引の一致、并に普通の場合に於て、此集合諸扶助の使用(其二)

を弛緩するときには、馬は前進するものなり、
收縮の動作は、前に説明せるが故に、是に説か
ざるべし

減却

(四) 減却

暫時、馬を駐立すると、行進の速度を減却すると、
行進中に他の騾度に減すると、或は全く駐立す
るとに従て、減却を半減却と全減却とに區分す、
此の最初の三個の場合に於ては、半減却を施行
すべし、調教せる馬に在つては、腰を内容すれば、
以て之れを行ふに足るべし、全減却は、第四の場
合に於て施行するものとす、
以上の各場合に於ける、諸扶助は、其用ふる力の

度に於て、差異あるのみ、馬を收縮し、緩慢の行進
騾度に轉移するときには、兩韁は騎座及び、兩脚の
諸扶助の誘引に因り、被動を以て動作すべし、
之れに因つて、馬は緩慢の騾度を取るべきなり、
又一地に駐立すべき、全減却に在ては、専ら騎座
及び兩脚の動作を使用し、而して兩韁の動作す
る間隙は、騎座及び兩脚の動作する間隙より、短
きを要す、
活潑なる諸行進中に於ける、全減却は注意を加
へて、之れを行ふを要す、如何となれば、之れが爲
めには、馬力の關係を討究し、其馬の駐立するに
は、自己の重量と、騎者の重量とを、漸次に後肢上

騎坐及脚の扶助を、以てする誘引の一致、并
に普通の場合に於て、此集合諸扶助の使用（其二）

に移すが爲めに、後肢を前出して、而して後駐立するものなること、等を知らざる可らず、此の如くなるが故に、馳騁中に於ても、駐立する前に、尙ほ馳騁の二三の蹈打を許さざるべからず、之れ勢の止むべからざるものとす、駐立の後、騎座、兩脚及び、兩韁の動作を、延長せざることに注意すべし、抑も馬をして、前肢を固定せしめ、規正の姿勢を取ることを得せしむるものは、要用の時期に、兩手を、弛緩するに因らずんばあるべからず、故に騎者は駐立の後、馬をして移動せしめざる様、兩手を軽く、位置し、騎坐及び兩脚を固定するを要す、

進歩度の増

(五) 歩度の増進

馬を前進せしむるが爲めに、其の用ふべき、諸扶助は、常勝より、尋常速勝速勝より、伸暢速勝に増進するときにも、亦た之れを使用す、最も快活なる、進行勝度に、轉移するにも、亦漸次に施行すべし、而して、第一の場合に於ては、馬の俄然勝度を増加することなく、又第二の場合に在つては、馬の駐立するが如きこと、なからんことを要す、

退却

(六) 退却

退却は直線上に於て、馬を收縮し、一蹠一蹠に之

騎坐及脚の扶助を、以てする誘引の一致、并に普通の場合に於て、此集合諸扶助の使用 其二

れを行ふべし、此運動は、騎者をして騎座、兩脚、及び兩韁を以て、充分に馬を支持するの慣習を得せしむるものにして、又頭及頸の規正なる姿勢を損して、兩韁上に依倚するが如き、馬を罰するの用をなすものなり、

其諸扶助は、收縮に於けると同一なり、即ち腰を内容して、兩手を定置し、兩脚を以て、馬の前肢を前出せしむる如く、動作すべし、

此の如くすれば、後軀は降下すべく、此の降下の時機に、乗じ兩拳にて、牽引を行ひ以て馬をして、退却せしむるなり、

兩韁の緊張は、馬の退却を行ふが爲めに、前肢の

一足を、上揚するまで、己に指示せし如く、施行すべし、

又兩脚は、騎座と一致して、馬の尻の、偏轉するを防ぎ、之れをして、正しく位置せしむることに任す、若し馬が、最初は、溫柔なる動作を以て、施行する韁の緊張に、従はざる時は、此緊張を、復行しつゝ、收縮の際に、使用すべき諸扶助を、施行すべし、退却の時に當り、避くべき主なる過失は、即ち馬は、其頭を低下し、頸を屈曲し、前軀を降沈し、腰を圓曲し、後軀を前出せず、語を換へて、之れを言へば、收縮の所に指示せし、姿勢を取ることなく、兩後足を以て退却するにあり、

騎坐及脚の扶助を、以てする誘引の一致、并に普通の場合に於て、此集合諸扶助の使用（其二）

此の場合に於ては、猛烈なる馬をして、前出せしめ以て、兩韁に依倚せしむべし、又馬が嘴の操作を避くることを求むることあり、語を換へて言へば、即ち運動の初めに當り韁の緊張するや、否や、馬は直ちに急速に退却して、駐立せず、而して騎者は、嘴上に輕微の感觸をも覺へざるとあり、此場合に於ては、一層猛烈に、前記の諸扶助を使用するを要す、肩及び尻の偏轉を防かん爲めには、其偏轉せんとする、方側の韁と脚とを最も強く使用すべし、退却を止むるが爲めには、兩掌は其働作を止め、驕座及び兩脚は恰かも前進の時の如く馬を前

方に推し、出す如くすべし、然れども、兩掌の輕少なる抵抗に因て、其前進を止むるなり、騎座兩脚及び、兩韁は、馬の駐立せる後、之れをして、直ちに收縮の姿勢を取らしむることに注意すべし、

第一一の姿勢

第二の姿勢
 内方の掌の屈曲、或は、内方の韁の短縮に、因て、馬頭に、取らしめたる姿勢は、騎者の進行中前方に注目せしとき、内方側より斜めに、馬の眼と鼻を少しく目撃し得るものなり、之れを第二の姿勢といふ、

此運動は、最初馬を收縮し、次に顎の爲し得べき運轉に應じて、馬の全軀上に、此姿勢を取らしむべし。此姿勢に於ては、馬の兩耳は、同一の高さに在るべく、決して内外に偏向せざるを要す。此の如く馬をして、一種の姿勢を取らしめ、以て馬場の壁に、平行して一蹄跡上に行進するとき、内方の韁の動作は、甚だ輕少にして足るべし。之れ騎者をして、馬若し内方の韁に従ふときは、其内方の韁に於けるより、多く外方の韁に依倚するの理を會得せしむるものなり。馬が第二の姿勢を取て、駐立し、或は行進するとき内方の脚は、腹帶に對して、位置し、外方の脚は、腹帶の後

方に置くべし、此の如くして、兩脚は騎坐と一致して、馬の尻の偏轉を防ぎ、之れをして其取るべき位地に安置せしむるなり。第二の姿勢は馬をして、正しく姿勢を存せしむるものにして、特に二蹄跡に於てする、運動行進中に施行する、半輪、及馳騁に出發するとき、之れを撰用するものなり。

廻轉及び卷乘

廻轉及び卷乘

行進中に、施行する最も狹少なる、輪乘に在ては、其中徑の長さは六駮とす。

(注意)既に熟練せし騎者に、加ふるに、既に十分調教せ

過隅角の通

し馬を以てするに於ては、諸廻轉例ひば隅角の通過の如きは、輪乗りの一部分と見做して、施行すべきものなり、

其隅角の通過の如き、廻轉に在つては、内方の韁を以て、馬を其運動すべき方向に導き、而して、内方の脚と一致して廻轉を擴張する如く、動作すべし、

此時、外方の韁と脚とは、廻轉を狹縮する如く、動作し、此の如くして、廻轉の面積を決定すべし、
又た兩脚は、均しく、馬を兩韁上に、壓出し、而して、内方の脚は、腹帶に對して、位置し、外方の脚は、腰帶の後方に、位置すべし、之れを要するに、兩韁は、

自然に、馬の前軀を導き、兩脚は、其後軀を導くべし、

又た之れを、約言すれば、兩脚は、馬を兩韁上に感せしむるものなり、

伸暢歩、及び、伸暢馳騁に在ては、隅角の徑路を、圓張すべし、

畢竟、輪乗は、數箇の廻轉より成るものなるを以て、之れを行ふには、以上の規則に準由すれば可なるなり、

上体の姿勢

上体の姿

前章、説明せる所の、收縮、諸減却、及び、退却の如き、馬を
上体の姿勢

して、其後足と腰とを屈曲せしむる諸運動に在ては、騎者は兩掌及び兩脚を以て動作すると同時に、上体を後方に偏倚し、而して此の偏倚を長時間施行することなく、腰を内容し、体重を一に騎座上に輸致すべし。

廻轉中、騎者は体重を専ら内方の臀上に輸致すべし、然れども、之れが爲めに、上体の生ずる轉移は、外見に、觸れずして、唯僅かに馬にのみ感ずるの度に於て止まるを要す。

(注意) 騎座兩脚及び兩掌の諸扶助、若しくは、單に騎座のみの扶助は、馬の感覺的たる運動の施行に於て、要求する程度に比準するを要す。

而して、扶助の力の度、其施行の時間及び其復行を要する度数に關しては、之れを指示すること難しとす。

之れを要するに、諸扶助の動作は、其効驗の最弱なる度より起て、徐々に施行すべし、力を極めて、此動作を復行するは、唯其効驗を得ざる時のみに在りとす。

然れども、決して、其求むる所の結果を得るが爲めに、要する度を越ゆべからず。

馬學(其一)

馬學

夫れ、馬學と言へば、乘馬の術を除くの外、凡て馬に關

する、全班の學問にして、之れ等を専ら獸醫家の専門に、研究すべき所にして、素より讀者の任に非るべし、此書亦素より、之を詳説するの、余白を有せざるなり、唯、是には普通の乘馬家と雖も、苟くも馬を養ひ、馬を愛する人の、常に知らざるべからざる、馬學の一部を、説明するに過ぎざるなり、

(一) 外貌

此の章に於ては、即ち此の馬學中の、外貌に付き、説く所あるべし、而して此の外貌とは、左に記する諸項にして、外部より、忽ちに、見得らるべきものを、言ふなり、

(イ) 骨格身体各部の比例

外貌

- (ロ) 歩法
- (ハ) 毛色
- (ニ) 年齢

右に挙げたるもの、外産地雜種等の如きものも、外貌學に屬すれども、其必要、比較的少なきを以て、是には、消畧することゝなせり、

(二) 乘馬

乘馬 自然に、乘馬に、適當なる、体格を有する馬は、其頭角狀にして、其附き、善美に、頸及び肩胛、長く、鬃甲高く、背腰は、短かく、廣く、且つ直くして、胸前は、善く開き、肋及び脇は、圓く、尻は、長く、膝及び烏頭は、廣く、厚く、身体諸部の筋肉、發育、完全ならんを、要すべしと雖

競馬

をも、其甚だ肥滿に過ぎたるものは不可なり、
又た、鶴頸及び卷頸の馬は、外觀頗る美にして、運動
亦自在なり、管長き馬は、歩法美なるものなり、
而して若し、競馬に用ひんと欲するときは、頸、背、腰、
肩、腿繫の長き馬を、撰擇するを以て、可なりとす、

(三) 頭

馬に取ては、頭は、最も大切の部にして、今其最も善
良なるもの、形狀を述べんに、頭は、上に廣く、先き
細く、顔は短かくして、直くに、眼は大にして、明瞭な
るべく、耳は短かくして、力を有し、鼻梁鼻端は、能く
動き、裂目、中庸にして、唇は薄くして、堅く締まり、且
つ、脈絡は、著しく皮膚の下に、現はれ、毛は、短かく細

頭

くして、柔かなるにあり、
凡て馬は、面部と頭部との、形体を見て、概ね、其良庸
を、判別することを得るものなり、
頭の形狀は、甚だ數多にして、中には、殆んど、相似て、
區別し難きものもあるべし、今其種類を左に示さ
ん、

- (一) 角頭
- (二) 犀頭
- (三) 凹頭
- (四) 凸頭
- (五) 羊頭
- (六) 兔頭

- (七) 老頭
- (八) 大頭
- (九) 脂頭

最良の頭

右の如く、其種類甚だ多しと雖も、就中角頭を以て、最良とす前章に述べたるもの、即ち之れなり、又一般に、頭の附きは、頸と連らなる所、圓形なるを善しとす、此の如き馬は、唯に、外見の美なるのみならず、其運動も、亦甚だ自在なるものなり、頭俯し向きなる馬は、馭し易く、且つ外見も、美ならざるにあらざれども、呼吸に害ありて、歩行すること、遅きの弊あり、
額と鼻端と、半ば平らなる（指口さい）馬は、呼吸自由に

して、歩行することも、亦速かなれ雖物に踏づくの憂ありて、且つ馭し難く、外見に至つても、宜しからず、唯斜めに、下向なるを、最良とす、此向きの馬は、外見美にして、呼吸に害なく、尙ほ踏くの、恐れなく、歩行亦た良好なるものなり、如此は、馬頭の大分に付きて、馬の善悪を、判別するの一端となるなり、今左に、其細部に付きて、可否を言はんと欲す、

(イ) 頂

頂は高くして高さを、可とす、低きか或は傷痕あるものは、不可なりとす、

頂

頭毛

(ロ) 頭毛

頭毛は、長短度に適し、細く、柔かにして、且つ光澤あるものを以て、良とす。

耳

(ハ) 耳

耳は、短かくして、薄く其姿勢、凜然として、稍々、前方に傾き、脈絡、皮膚外に現はれ、耳内は、毛の濃きを以て、良好とす、之れに反し、長くして、大なるものは、卑怯、或は、懶惰性の馬なりと知るべし。

顛顛

(ニ) 顛顛

顛顛の形ちは、左右に開き、疵なきを以て、良なりとす、年を加ふるに従へ、槽毛、蘆毛、又は、白毛

眼

(ホ) 眼

と變ずるの馬は、幼時已に、此部に、白毛のあるを以て、豫知し得るものなりとす。

(ヘ) 鼻

眼は、其眼球潤大にして、運轉自在に且つ眼光清和にして、臉は、玫瑰花色を、含めるを良とす。

鼻

(一) 鼻梁

(二) 鼻孔

(三) 鼻端

鼻は左の三部に分つて、之れを説明すべし。

鼻梁は、廣く直くして、且つ短かさを可とす、凹凸なるか、或はまた、長きものは、不可なり

と知るべし、

鼻孔は成るべく、其孔の廣きを以て、可なりとす、

鼻端は廣くして、其毛短かく、且つ皮膚の引き、縮りたるを可とす、若し、疵痕あるものは、躓きたるの徴にして、又鼻捻の痕あるは、裝鐵を嫌ふか、又は、醫療を忌むの馬なり、

(ト) 頤おこがひ

頤は左右の開きて、大なるを可とす、

(チ) 口

夫れ口は唇、齒、銜當、及び舌等より、成るものなれば、之れを區別して、説明せんとす、

(一) 唇くちびる

唇は厚薄、中庸にして、飲食するときの外は、閉ぢあるを可とす、其厚きものには、庸馬多くして、銜の効用を損じ、薄きは外見美なれども、銜の感じ甚しきに過ぐるの害あり、

其開裂も亦中庸なるを要す、

(二) 銜當はみあて

銜當は上面圓狀にして、舌及び下唇と同一高さなるを要す、若し尖狀なるときは、銜の感じ強きに過ぎ、平かなるときは感じ悪し、

(三) 齒は

齒は後ちに至りて詳細に説明せんと欲す

るが故に是には畧しぬ

(又) 顯

顯は尖圓度に適するを要す、肉若し多ければ
臆鎖の感じ悪しく、少なければ又た疵傷し易
し。

(四) 頸

頸は頭に接する所細く、肩に連なる部分は、太
く、其上縁薄く、下縁廣さを、善良とす、又短きよ
り、長きを貴ぶ、而して鬣毛は、細くして光輝あ
り、恰かも絹糸の如くなるべし。

又頸には左の如き種類あり、

(一) 直頸

- (二) 卷頸
- (三) 鶴頸
- (四) 反頸
- (五) 蛇頸

直頸は、歩行すること、早く、卷頸及び、鶴頸は、外
見美にして、御し易し、又反頸は、外見悪しく、且
つ、御し難し、蛇頸は、乗馬として、最も嫌ふべき
所の頸にして、左右に振れるもの、即ち是れな
り。

(五) 胴

胴をば、即ち總括せし、大分の名稱なれば、左に之れ
を細部に分つて、説明せん。

後甲

(イ) 鬣甲

鬣甲は、高くして、長く前より後とに、次第に低

きを可とす、

背及腰

(ロ) 背及腰

之れは、廣くして、釣り合へ、よく、上部平かなる

べし、

尾

(ハ) 尾

尾は、其附き、高く、之れを擡ぐるの力ありて、毛の質細く、歩行する時に當つては、能く、其臀より、離るゝものを可とす、其要は自ら蟲類を、攘ふにあり、

胸前

(ニ) 胸前

腹帯徑

(チ) 腹帯徑

胸前は、廣く、且つ筋骨逞しきを良とす、是れ、馬の強健なる徴なり、然れども、競馬などに、在つては、却て狭きを可とす、

肋

(ヘ) 肋

之れは、兩側圓くして、下も、平らなるを可とす、

脇

(ト) 脇

肋は、圓形にして、右ぎ肋と、左り肋との間廣きを可とす、

腹

(チ) 腹

脇は、上より下に圓形をなし、凹凸ならざるを可とす、

腹は半圓狀をなすを可とす、

前肢

(六) 前肢

例に因り、前肢の各部を、詳説すること、左の如し

肩、腰

(イ) 肩及び膈

之れは、長く斜めにして、筋肉の充分發育せるを可なりとす、

臂

(ロ) 臂

臂は、直きを以て、可なりとす、而して、其の長さものは、歩幅大にして、短きものは、高く、歩行するものなり、

肘

(ハ) 肘

肘は、長くして、且つ左右に、偏せざるを可とす、

膝

(ニ) 膝

膝は、長く廣く、且つ厚くして、内外左右に、偏せず、其前面は、平なるを良とす、

管

(ホ) 管

管は、其長さときは、肢を擧ぐることを、高く、短きものは、歩行速かなり、即ち臂と、相反するなり、

腱

(ヘ) 腱

腱は、管と離れ毛は、短く、疎なるを以て、善良なりとす、

球

(ト) 球

球は、廣くして、厚きを可とす、

羊鬚

(チ) 羊鬚

羊鬚は、疎にして、短きを以て良とす、是れ良種の馬に於て、見る所なり、

(リ) 冠

冠は、廣く平らにして、凹凸なきを、可なりとす
るなり、

(ヌ) 蹄

蹄は、上へ細くして、下も太く、他の諸部と釣り合ひを得るを要す、而して、其小なるよりは、寧ろ大なるを良しとす、蹄は馬の基礎なりとも、言ふべきものにして、最も要用なるものなり、

(七) 後肢

今、後肢の、善良なるものを、左に示すべし、而して、管

尻

以下は、前肢と異ならざるを以て、是には、説明せざるべし、良しく、前肢の管以下の部と、参照して可なり、

(イ) 尻

尻は、長く、廣くして、筋肉、充分に發育するを可とす、

(ロ) 臀

臀は、長く直くして、臀角高く、筋肉充分に、發育せるを良とす、臀角とは、臀の上部の高きと云ふにして、一名臀先と稱す、

(ハ) 膝

膝は、其隣接の諸部より、特に高きを要す、

腿

(二) 腿

腿は、猶ほ肩の如く、長く、斜めにして、筋の克く發育せしを要す、

脛

(ホ) 脛

脛は、其形状は尙ほ臂の前肢に於けると、異なることなきなり、

烏頭

(ハ) 烏頭

烏頭は廣く厚きを可とす、

馬學(其の二)

(一) 乘馬の、外貌比例

前章にも、既に詳説する如く、馬に取て、頭は大切な

る部分なれば、今之れを基として、外貌の比例を示さん、

(イ) 頭(額の上部から鼻端に至る) 一尺八寸なれば、他は、凡そ左の如く、

ならんことを要す、

(ロ) (自) 頭 二尺二寸凡そ一頭と五分の一

(ハ) (自) 鬃 二尺二寸五分凡そ前と均し

(ニ) (自) 鬃 二尺五寸五分凡そ一頭半

(ホ) (自) 鬃 四尺八寸凡そ二頭と三分の二

(ヘ) (自) 尻 四尺六寸五分凡そ二頭半

(ト) (自) 先 五尺三寸凡そ三頭

右に挙げたる諸比例を、正しく備へ、頭、頸、胴、肢の各部、善良なることを得ば、之れ眞の良馬といふべき

なり、
 而して、前軀若し、度に過ぎて低きときは、全身の重
 み、前へに集まるが故に、疲勞速かにして、且つ躓く
 の憂へあり、
 鬣甲は、又た鞍の爲めに、負傷することあるべし、
 之れに反して、後軀低ければ、後肢の地を踏み、前に
 押すの力弱く、爲めに、歩度、速かならず、高ければ、又
 た其歩度は、速かなるも、前軀の低きものと、殆んど
 同一の害あり、

(二) 歩法

歩法には、天然のものと、人の教ふるものとあり、人
 の教ふるものは、實に益少なしとす、左に先づ、天然

の歩法を、説明せんと欲す、

(イ) 天然の歩法、

天然の歩法は、之れを分つて、左の三つをなす、

- (一) 常歩
- (二) 速歩
- (三) 馳歩

常歩

常歩は、古ひ、野地道、又は小荷駄地道と稱し、四
 節の運動より、成るものなり、即ち右前肢より、
 運動を始むるものとすれば、之れに、次ぎ、運動
 するものは、左後足にして、第三には、左前肢、第
 四に右後肢を進むるものなり、
 而して、此の歩法に、三別あり、即ち、縮まりたる、

常歩、普通の常歩、伸びたる常歩之れなり、
 又た、馬の最も能く、久しきに堪ふるものは、常歩なり故に遠きに行くには、多く此歩を用ふるなり、

速歩

次に速歩は、古へ野足、又は、駝驅たかくと言へり、之れは、二節の運動より、成る所の歩法にして、即ち右前肢は、左後肢と一致し、左前肢は、右後肢と一致して、運動するなり、此歩法にも、亦前の如き三別あるなり、
 其縮まりたる速歩に在ては、後肢の蹄ひづめ、前肢の蹄の後ろを踏み恒つねの速歩に在ては、後肢の蹄前肢の蹄の跡を踏み伸びたる速歩に在ては

素馳すかけ

後肢の蹄、前肢の蹄の前を踏むものなり、
 此の速歩は、常歩に比すれば、力を要すること一層多きものなるが故に、馬の疲つかるゝも、亦從つて速かなり、之れを以て、長時間、連続して此の歩を用ふべからざるなり
 又た馳歩は、古へ馳け、又は、素馳すかけと言へり、之れは、前二者を異にして、常馳歩、速馳歩の二あるのみ、

常馳歩

常馳歩は、三節より成る歩法にして、其順序は第一に右若くは左前肢、第二左前肢及び右後肢若くは右前肢、及び左後肢第三に左若くは右後足とす、

右馳歩
左馳歩

第一節に右前肢を運動するは、之れを右馳歩と謂へ、左前肢より運動するを左馳歩と云ふ。馳歩は、常歩又は速歩に比すれば、其力を要すること、更に甚し故に此の歩は久しく用ふ可らず。

速馳歩は二節より成るものにして、即ち第一節は、前二足を出し、第二節は後二足を運ぶなり、競馬にては、即ち此の歩法を用ふるものとす。

(ロ) 人数の歩法

人の教ふる歩法とは、調子、拍子、即ち之れなりとす。

調子

調子又た一ト調子と曰ふ、右側の二肢と、左側の二肢と、交々、運動するものなり。

此歩法は、速かにして、且つ騎者の疲勞、少なし、而して、馬は反對に、大に疲勞するものなり。

古への馬術家は、此の歩法速度を、區分して左の三段となす。

- (イ) 序
- (ロ) 破
- (ハ) 急

序
一名
地通

而して、序の歩速を、地通と名づく、今の常歩の速度と均し。

破

又た破は、之れを分て、序口、序頭の二段と爲せ

馬

學(其一)

序口

り、而して序頭は、又た之れを序破とも言ふ、序

序頭

口の、歩速は、急歩の緩なるものにして、序頭の

急 伸び 一名

歩速は、其序口の、歩速の、稍々急なるものなり、

次に急は、之れを伸びとも、言へ、又は乗り或は、
早みと稱す、前の三段中、最も急なる歩度にし

て、即ち、今の馳歩と均しきものをいふ、

右三段の外に、奴地道と稱するものあり、其歩速

は、序と破の中間に在り、蓋し、歩度の緩急に、由ら

ずして、前肢を最も高く、擧ぐるものを名くるな

拍子

り、
拍子は、又た之れを四ツ目調子と名く、甚だ調子

に似たるものにして、唯だ同側の二肢同時に、地

に着かずして、遂次に着くを異なりとす、

此の歩法も、亦た速かにして、且つ騎者の疲勞、少

なければ、素と馬の自然に、反する運動なるが

故に、馬が大に疲勞することは、免れぬものなり、

以上の調子、拍子などの歩法は、専ら、古への馬術

家の施行せし所にして、方今の馬術家は、絶へて、

此の如き法を用へざるなれ、爰には、唯参考の爲

めに、記せしに過ぎざるなり、讀者夫れ之れを諒

(三) 毛色の種類

馬の毛色は、其種類甚だ許多にして、口誦も、亦敢て、
一定せしといふにあらざるが如し、然れども、現今、

世間普通に呼稱するものを揚ぐれば左の如し

(イ) 青毛

之れは黒毛に似て、赤色を帯びたるものなり、

(ロ) 栗毛

其色栗子に似たるを以て、此の名あり、

(ハ) 鹿毛

鹿毛とは、体毛赤色にして、鬣毛及足毛の青色或

は黒色なるものなり、

(ニ) 河原毛

此の毛色は、鬣毛及び足毛は、青毛の色にして、体

毛は灰白色に赤色を含みたるものなり、

(ホ) 月毛

月毛は、美なる毛色にして、白毛に、淡紅色を帯びたるものなり、

(ヘ) 葦毛

此の毛色は、足の毛は、青毛色にして、体色は、青色、或は黒白の混生せるものにて、或は糟毛と相似て、其異なる所は、青白、又は、黒白の混せる毛疎にして、且つ白毛は、青色或は黒より、頗る多く、身より、膝に至りて、益々白さにあり、

(ト) 糟毛

之れは、葦毛に似て、青色白色等の、混毛極めて密なるものを言ふ、

(チ) 雲雀毛

馬 母(其一)

骨毛

栗毛

鹿毛

河原毛

月毛

葦毛

糟毛

雲雀毛

之れは、雲雀の羽毛に似て、脊に、青毛色或は黒色の線あるものなり、

黒毛

(リ) 黒毛

之れは、其文字の如く純黒なるを言ふ、

白毛

(ヌ) 白毛

之れ、亦純白にして、他の色の混せざるものをいふ、

右の外猿毛、鼠毛等あり、又青毛に、水青あり、栗毛に、紅栗、紅梅、栗、白栗(一姫栗)、尾花、栗、朽木等の小別あり、鹿毛には、青鹿毛、紅鹿毛、白鹿毛等あり、河原毛(一瓦毛)、青、黄、白、鴨、河原毛等あり、月毛に、白、黒、錆、紅梅等あり、葦毛に、白、黒、迷、錢等あり、糴毛に、青、栗、椽

的盧

等ありて、枚舉に違わらず、
又た額に白點あるものを、月額と云ひ、其小なるものを、星額と言ひ、長形なるを、流星といひ、其鼻梁に及ぶものを、鼻白、或は、流星と言ふ、其鼻梁に及ぶもの小なるは、之れを、笄(こうかひ)又は、笏(しやく)と言へ、大なるは、大笏、若しくは、位牌笏(まいはいしやく)と言ふ、漢土(かんち)の的盧(てきろ)即ち是れなり、

(四) 年齢の見分け方

凡そ動物の命數は、其發育期の、五倍とす、而して馬の發育期は、四歳或は五歳なりとす、故に、其命數は、二十歳乃至、二十五歳を出でざるべし、馬の年齢は、如何にして、之れを識別するやと言ふに、専ら其齒

の生脱、代替及び面形の變化を、詳かにするに在るなり、

乳齒、常齒

馬の齒は、乳齒常齒の二種あり、各々冠(外に現はれたる部)及び根(内に隠れたる新)の二部に別つ、而てて乳齒は常齒に比すれば、其色白く、其形小なり、又冠と根との區別著しきものなり、之れは成年に至り、脱落して、常齒と交代するに因るなり、

代生齒、永齒

常齒は、成年期に至り代生し、終生、脱落することなきものなるが故に、亦た代生齒、永齒等の名ありとす、
乳常齒共に、三種の別あり、採齒、牙(槽掛白齒)、奥齒之れなり、

齒の位置

採齒は、上下共に、門齒、中齒、隅齒の三種に分ち各二個の齒より成るものにして、其年齢を知るは、此の下部の大齒なりとす、
齒の位置を説かんに、二個の門齒は、前面中央に在り、中齒は、其左右に在り、隅齒は、其兩端を占むるなり、
齒は次第に伸延して、又次第に磨滅するものなり、最初は、其上面、凹形をなし、磨滅するに従て、平らとなる、之れを、磨面と名け、又た一個の白點を、現はすを齒星と稱す、馬の年齢は、即ち此の齒星に因て、識別するものなり、
又年齢を推測すべき、徴候を、七期に分つ即ち左の

如し

- 第一期 乳齒の發生
- 第二期 乳齒の磨滅
- 第三期 常齒の發生
- 第四期 常齒の磨滅
- 第五期 圓形
- 第六期 三角形
- 第七期 縱長形

乳齒の發生を説かんに、門齒は、出生の時、已に現はるゝものあり、然らざれば、六日乃至十日にして生ず、中齒は、二十乃至四十日、隅齒は、五ヶ月乃至十ヶ月にして、發生す、而して、其磨滅は、門齒は、

六ヶ月乃至は、八ヶ月、中齒は、八ヶ月乃至十二ヶ月、隅齒は、十五ヶ月乃至十八ヶ月にして、磨滅するものなり、
 常齒の發生は、門齒は、二年半にして、其前縁現はれ、三年にして、乳中齒と、其高きを齊ふす、中齒は三年半にして、四年にして、前縁門齒と均しきに至る、隅齒は、四年半にして、現はれ、五年にして、前縁中齒と其高きを同ふす、此期に於て、乳齒は常齒の發生する毎に、脱落するものなり、
 又此の常齒の磨滅は、門、中、二齒は、六年、隅齒は、七年にして、殆んど磨面を呈し、八年に至りて、楕圓形をなす、又た門齒は、九年、中齒は、十年にして、圓

形をなし、中央の珙瑯質、後縁に接近して、齒星其前方に現はる、隅齒は十年にして、圓形をなし、十二圓にして、齒星現はるなり、

夫れより、三角形に至るには、十三年にして門齒先づ三角形をなし、齒星其中央を占む、十四年にして、門齒全く三角形をなし、中齒漸く三角形を呈す、十五年にして、中齒全く三角形をなす、隅齒は十六七年にして、三角形をなすものなり、縦長形は、門齒、十八年、中齒、十九年、隅齒二十年にして、前後に延伸し、縦長形をなす、

右七期の徴候に據れば、既ね馬齡を知るべし、然りと雖も、固より馬に因り、齒の性質及び其構成

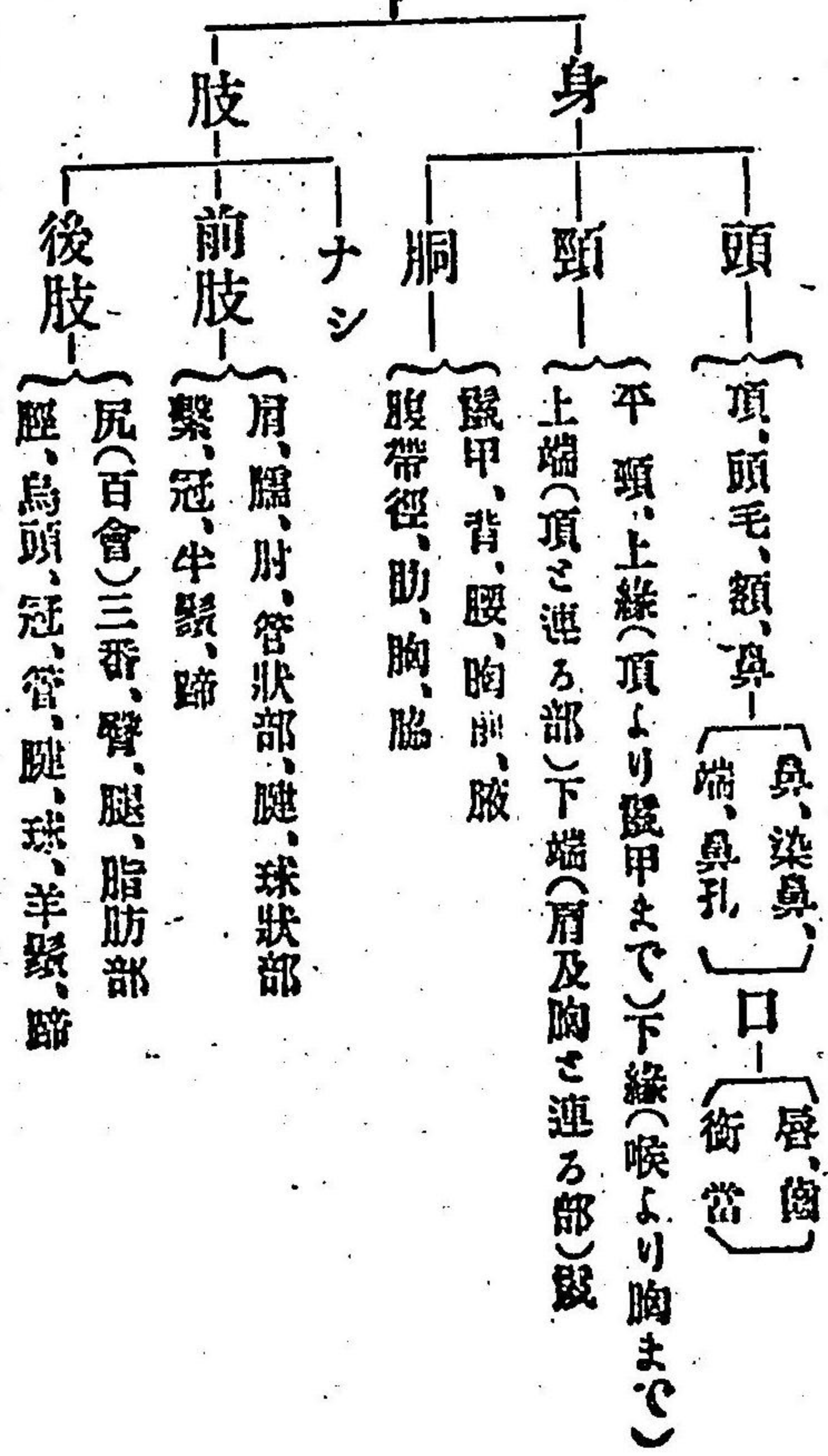
を異にするを以て、少差なきを保す能はず、然しながら、八歳までは、正確にして、十二歳までは殆んど正しく、十七年以上は、叛別すること困難なりとす、良しく經驗に依るの外、なきなり、猶ほ吾が國古來の推測を擧ぐれば、即ち左の如し、

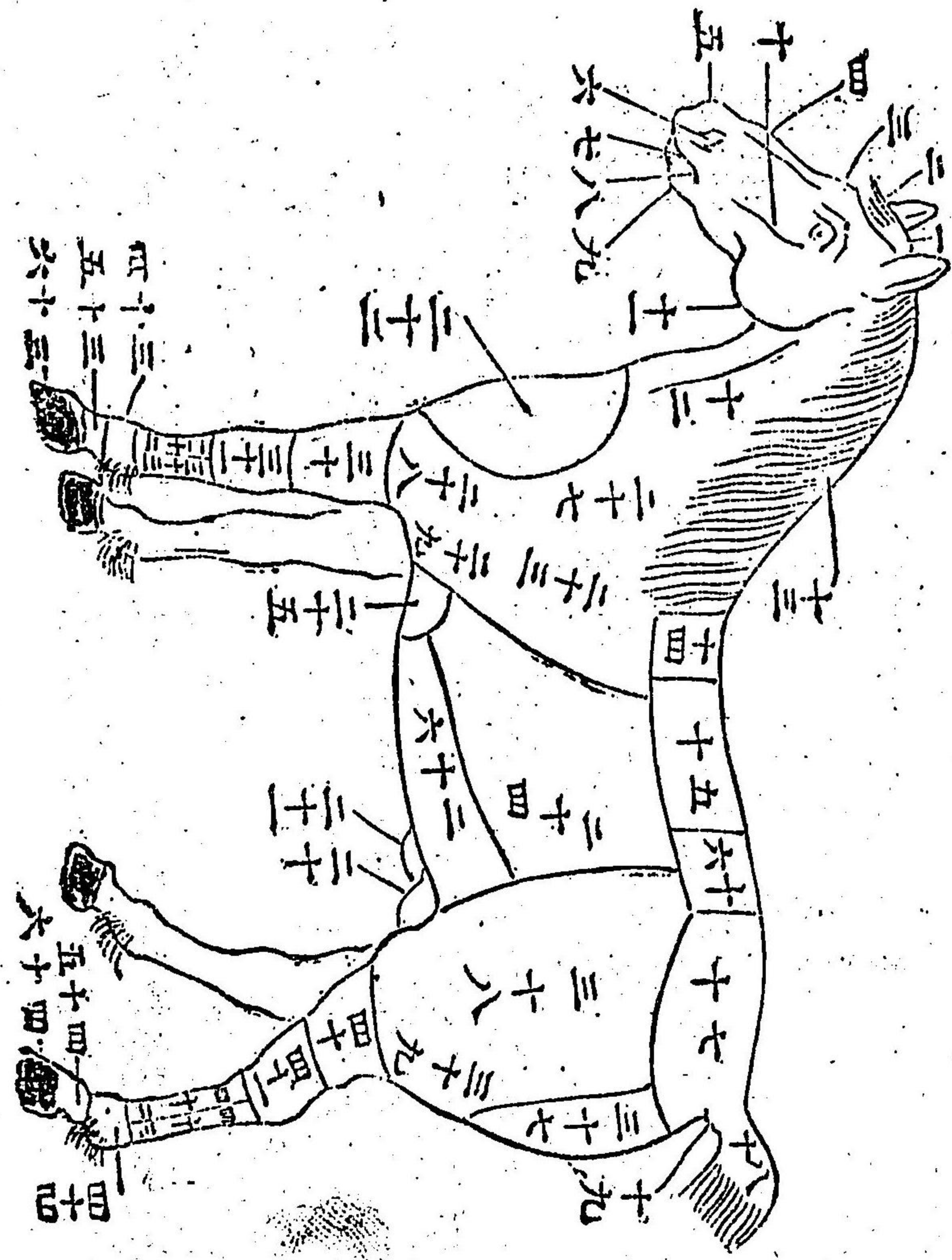
- (一) 入門齒生出するを以て當歲とす
但し中齒の一個生ずるも亦當歲とす
- (二) 乳中齒一箇生ずるを以て、二歳とす
但し偶齒一個生ずるも、亦た二歳とす
- (三) 採乳齒全く生ずるを以て三歳とす
上方の隅齒一個未だ生ぜざるもの亦三歳とす、

- 但し俗に之れを明三歳と稱す
- (四) 門齒更換するを以て四歳とす
 - (五) 中齒更換するを以て五歳とす
但し世に之れを四角五歳と稱す
 - 牙齒は大概ね五歳にして生ずるものとす、若し五歳にして生ぜざれば俗に其馬を四歳五歳と云ふ
 - (六) 隅齒更換するを以て六歳とす
 - (七) 七歳にして、中齒の形狀門齒に類す
 - (八) 八歳にして、隅齒の形狀中齒に類す
- 此他九齒以上も、齒の形狀に因て、之れを推測するの法ありと雖も、概ね前章に詳説せるものとす

異ならざるを以て、記せざるべし、以下参考の爲め、馬体分表、及び歩法表等を示し、以て巻を終らんとす、

馬体區分表





歩法表

速馳	馳歩	速歩	常歩	歩程
二三〇	一六三	一一五余	四九余	の一分 歩數間
四一八	三〇〇	二二〇	九〇	一分時間の 速度米突
二分余	三分七秒	五分十一秒	十二分七秒	十町を行き 得る時間
二分二十二秒	三分二十秒	四分四十六秒	十一分七秒	千米突を行 き得る時間

右の圖解を詳説すること左の如し

- (一) 頂
- (二) 額
- (三) 鬣毛
- (四) 鼻梁
- (五) 鼻端
- (六) 鼻孔
- (七) 口角
- (八) 銜當
- (九) 頸
- (十) 背

- (一) 頂
- (二) 額
- (三) 鬣毛
- (四) 鬣毛

- (一) 頂
- (二) 額
- (三) 鬣毛
- (四) 鬣毛
- (五) 鬣毛

馬術學(其一)

馬

(一) 腰 (二) 黃門 (三) 胸前 (四) 線徑 (五) 膈 (六) 膝 (七) 球 (八) 脛 (九) 腿 (十) 蹄

術
終

(一) 尻 (二) 零丸 (三) 肋 (四) 腹 (五) 肘 (六) 管 (七) 繫 (八) 腿 (九) 鳥頭 (十) 球

(一) 尾 (二) 陰莖 (三) 脇 (四) 脇腹 (五) 肩 (六) 臂 (七) 腿 (八) 蹄 (九) 脂肪部 (十) 繫

馬術

一三〇

不許複製

內外遊藝全書第拾參編

明治三十三年十月十日發行
明治三十三年十月十日發行

著者 遠山 潤

發行者 大橋新太郎

印刷者 水谷景長

印刷所 東京本郷區丸山福山町六番地
東京小石川區久堅町百〇八番地

馬術

定價金拾貳錢

發兌元 東京本町三丁目橋區 博文館

內外遊戲全

每月壹回發行全部拾五冊
 正價 壹冊金拾貳錢 六冊前金六拾六錢 拾貳冊
前金壹圓廿五錢 郵稅壹冊四錢

- 第壹編 端艇競漕 法大山君著
- 第貳編 新游泳術 稻田實君著
- 第參編 ペーリスホートル 工田素彦君著
- 第四編 射的術弓術 津田素彦君著
- 第五編 銃獵案內 農田素彦君著
- 第六編 庭球術 工田素彦君著
- 第七編 玉突術 法大山君著

書目總次

- 第八編 陸上競走 農科大學生 志岐守一君著
- 第九編 鳥獸狩獵法 農科大學生 志岐守一君著
- 第十編 昆蟲採集 農科大學生 安藤謙吉君著
- 第十壹編 室內遊戲法 農科大學生 志岐守一君著
- 第十貳編 漁魚術 法大山君著
- 第十參編 馬術 遠山熙君著
- 第十肆編 福引集 農科大學生 安藤謙吉君著
- 第十伍編 自轉車 三井末彦君著

發兌元

東京日本橋區本町三

博文館

第五版

全壹冊洋裝菊判二百四拾頁

四

著 君 川 左 村 上

法 戲 遊 外 内

第五版

正價金二拾錢 郵稅六錢

健全なる精神は健全なる身體に宿る。世の學生たるもの將來有爲の素を養はんと欲せば、必ず適度に遊戯を行ひ、先づ身體精神の健全を圖るを要す。此書は邦の法輕んずべからざるなり。此書は邦在來の遊戯は勿論、現今泰世諸國に於て流行する遊戯法に至るまで、汎く之を網羅し、所戴の種目無慮二百、フットボール、ベ이스ボール、ラウンダース、水泳、劍舞、弓術、銃獵等なり、理學的、文學的、遊戯用品等に至るまで、汎て男女少年の内外にて演ずべき遊戯にして其趣味豊富兼て體育智育の上に裨補すべきものは、一として載せざるなし。

發 兌 元 東 京 本 町 三 博 文 館

士木工師竹貫直治君編

新 版

造 家 と 築 庭

全壹冊洋裝
菊判紙數二百
七十餘頁

正價金貳拾錢 郵稅六錢

寫真 日光陽明門 ○佛國巴里大劇場 ○佛國マンチエスタール市
銅版 街 ○清國武昌城黃鶴樓 ○清國北寺高塔 ○米國大統領の
口繪 官房 ○仙臺躑躅が岡 ○京都無隣庵 ○熊本水前寺 ○其他
人生れて其家屋を造る家庭家屋ありて而して又築庭の順序あり、家を造るに新古趣を異にし和洋風を分つ築庭又其方式ありべし、之を知る本書に於て明細なり殊に詳密なる圖を毎紙に挿入あるとゆへ一讀能く其所用を了解せらるゝなり、請ふ御愛購あらんとを。

發 兌 元

東京日本橋區本町

博 文 館

櫻井鷗村
君譯述

世界冒險譚

每月壹回發行
正價一冊金三十錢
郵稅一冊六錢

既刊目次

●第一編 金堀少年

全一冊洋裝
寫真銅版入

金堀少年は陸上の冒險譚である。金堀少年は少年の一團隊が險を冒し難を衝いて砂金採取に出掛けた譚だ。金堀少年は數十年前米國大陸を旅行する時の困難なる状態を勇ましく述べたるもの。金堀少年は北海道枝差の砂金採りの評判が高へ今日に是非讀んで見るべきものだ。金堀少年は讀む者には非常に面白く可笑しく讀まぬ者にはチツトも面白くない。金堀少年を讀んで一番眞似をしやうかなと騒ぎ出さぬやう今から斷つて置ん

●第二編 遠征奇談

全一冊洋裝中判
寫真銅版口繪入

海國民の最たる英國の二少年が商船リットン號に投じて世界

巡航の途に上り、或は亞非利加或は亞米利加の原野に洋上に海島に歴遊して暴風巨浪を凌ぎ、猛獸を斃し、野火に苦しめられ、山賊と戦ひ海賊を救ふ等愉快、活潑、悲壯勇烈以て少年子弟の志氣を興奮躍起せしむる大々の冒險譚を此遠征奇談とす。

●第三編 二勇少年

全壹冊洋裝中判
寫真銅版口繪入

これはこれ二百餘年の其昔愛蘭土と英吉利とが烈しき戦争を交へた際、敵と味方との中に一人宛の勇少年がありて、二人は元々敵同士の家になれたるものであるのに、妙な縁から親友の義を結び、戦酣なる間にも、互に助けつ助けられつ、義勇に充ちたる精神を以てあらゆる危険を冒して萬死中に一生を完ふし、多くの人を救ひ國に盡したる、實に雄々しく且つ美しい物語で戦争冒險譚の最も愉快なるものだ。

●第四編 續遠征奇談

●第五編 決死少年

●第六編 殖民少年

以下は追て廣告す

東京市日本橋區本町 博文館

在法科大學 井上敏夫君編

國語
漢語
類語

作文錦囊

全壹冊洋裝
袖珍美本
紙數四百頁

▲正價 金三拾五錢 郵稅 六錢

本書は文章を作るもの、爲に散文、韻文凡ての文体に應ずる材料を蒐めたるものなり。其体裁、文章の題目を極めて嚴密に分類し各題目の下に國語、漢語、類語の欄に分ちて、其題目に最も適用多き婉麗なる詞句を纂めたり。殊に類語欄に於ては詞句を廣く古今有名なる和歌、和文、漢詩、漢文、物語文、草紙、日記、隨筆、謠曲、小説等、あらゆる文學書中より摘拔し、且つ其出處をも附記したれば、獨り之によりて古今の佳句綺章を獲るのみならず、併せて東洋文學の一斑をも知ることを得ん。

發兌元 東京市日本橋區本町三丁目 博文館

圍碁全書

七段 小林鐵次郎先生遺稿
初段 小林健太郎先生編述

第壹編 圍碁入門

全壹冊和裝
正價金拾五錢
郵稅四錢

本編には此道に未だ通せざる素人に圍碁の方法を平易に懇示せしものなれば熟未熟に拘はらず一般に通讀せば其益する所頗る多きなり。

- 續 第二編……圍碁初歩
- 第三編……圍碁定石
- 第四編……圍碁珍籠
- 第五編……圍碁石布法
- 第六編……圍碁古今名家打碁集

初歩は前編の説盡さるる方法心得等を一層精密に解釋せしもの故入門と相待つて初學者が練習意らざれば此道に上達すること容易なるべし。

發兌元 東京市日本橋區本町三丁目 博文館

華族女學校學監下田歌子女史著

新 女子遊嬉の葉

全壹冊 和裝菊刊
正價金三拾五錢
郵稅六錢

本書は専ら女子がものする幾多の遊中體育に將た智育に益多
くして害無かるべきものを選びてその心身の發達を助く又た
籠頭には我國太古より近世に至る遊嬉の沿革を記し實地應用
の參考に資せり家庭團樂の中有益なる遊嬉を爲し端正優雅の
性情を養成すべし

醫科大學得業生 金澤巖君著

教育必備 寫眞及幻燈

全壹冊 洋裝
正價金貳拾錢
郵稅六錢

一箇の鏡面、天地の森羅萬象を書き出すものは寫眞也。一幅
の白布、社會の萬物を映じ出すものは幻燈也。此寫眞と此
幻燈の技術之を説明し盡して殆んど遺憾なからしめたるも
このは、此書なりとす。此技術を學ばんと欲するものは、請ふ
此書に就て知られよ。

579/34

頭福澤諭吉先生 文章論
卷一 矢野文雄先生 文章論
文章改良論者池田一到君著

近刊 今體作文六大秘訣

全壹冊 正價金貳拾五錢 郵稅六錢
洋裝袖珍クロース金字入

今や文体紛亂ノ間ニ立テ之ニ一定ノ針路ヲ與ヘ學生諸君
ハ勿論作文教授ニ從事スルノ諸賢ヲシテ確固タル文程ト
平易ナル作法トヲ悟リセシムルハ著者ノ目的ニシテ議論
精詳説明懇切何人モ本書ヲ讀マハ千言萬語モ容易ナルベ
シ

發兌元 東京日本橋區本町三丁目 博文館

71
456

貴族院議員侯爵久我通久公題辭
衆議院議員山田喜之助君序文
內山正如君、瑜伽理圓君著 (新版)
寫真銅版口繪入

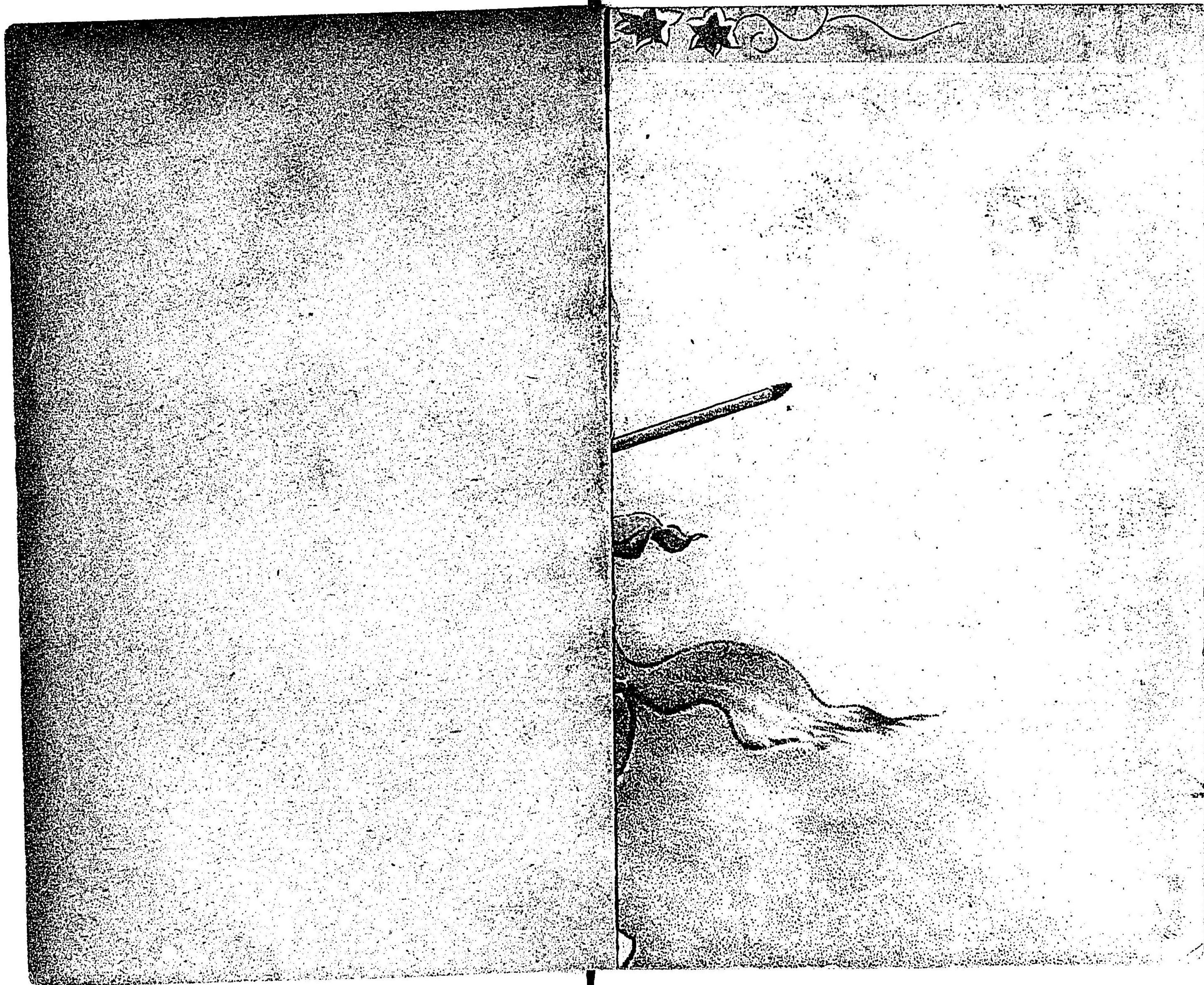
世界宗教一斑

▲正價金貳拾錢 郵稅六錢

全壹冊洋裝
菊判紙數二百
七拾餘頁

佛陀は慈悲を以て本願とし基督は博愛を以て主義とす其他の諸宗教の世界に散在公布する者其要義を知る元より易からず今之を一卷に收めて各教の教理より其變遷概況及び近時政教の關係を詳述し容易に各教の實情を知らしむるもの滔々世刊中唯本書あるのみ加ふるに考證該博文章明快佛に偏せず基に泥せず公平能く其本意を説盡せり又龍頭には佛教基督教の宗祖列傳を掲げたれば其便利鮮少にあらす

發兌元 東京日本橋區本町三丁目 博文館



71
456



075662-000-1

71-456

馬術

遠山 熙 / 著

M33

CEM-0616



